

令和2年度
武藏野市第四次男女平等推進計画
(令和元(2019)～令和5(2023)年度)
推進状況調査報告書(令和元年度実績分)

武藏野市

はじめに

武蔵野市では、「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」を制定し、平成29年4月から施行しています。また、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するため「武蔵野市男女平等推進計画」を策定し、様々な施策に取り組んでいます。

この報告書は、条例第10条に基づき計画の実施状況について年次報告書として作成したものです。

全ての人が、性別等にかかわりなく、それぞれの個性と能力を十分に發揮できる男女平等社会の実現に向けて、計画の総合的かつ横断的な推進を図っていきます。

令和3年3月

目 次

1 武蔵野市第四次男女平等推進計画の体系図	P 1
2 武蔵野市第四次男女平等推進計画推進状況報告書	P 2
3 武蔵野市における委員会・審議会等への女性の参画状況	P 36
4 都区市町村の議会・委員会等の女性比率	P 40
5 武蔵野市の職員の女性比率	P 41
6 武蔵野市男女平等推進審議会評価(令和元年度実績分)	P 42
参考資料「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」	P 51

報告書の見方

(1)施策の区分(本書P2~)

- 「継続」 前計画から引き続きしていく事業。レベルを落とすことなく推進していきます。
「充実」 前計画に位置づけられていた事業で、計画期間である5年間に、内容を充実していくものです。
「新規」 今回の計画から、新しく取り組む事業です。

(2)主管課の自己評価(本書P2~)

【評価基準について】

A:順調または目標達成
B:概ね順調だが、さらに工夫が必要
C:検討が必要
D:実施せず

(3)武蔵野市男女平等推進審議会による評価(本書P73~)

(2)の主管課の自己評価をもとに、武蔵野市男女平等推進審議会が基本目標に対する効果の度合いを基本施策ごとに下記の基準により評価しました。

◎…順調である	効果的な取組みができている場合
○…概ね順調である	全体的に推進が図られている場合
△…課題がある	ある程度の成果は認められるが一部課題がある場合
×…不十分である	事業に取り組めていない、成果がない場合

1 武藏野市第四次男女平等推進計画の体系図（★印は重要施策）



2 武藏野市第四次男女平等推進計画 推進状況報告書

基本目標								【評価基準について】 <主旨課の自己評価> A:順調または目標達成。 B:概ね順調。更に工夫しながら実施。 C:検討が必要。 D:極めて不十分。実施せず。	
基本施策								施策	
	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定	令和元年度事業実績	評価	令和2年度事業予定
	基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち（新規:4/継続:11/充実:0/見直し:0）								
基本施策1 男女平等の意識づくり									
(1)男女平等の意識啓発(★)									
1	男女平等意識の醸成のための講座や研修等の開催	男女平等意識を醸成するため、武藏野地域自由大学を中心とした五大学との共同事業をはじめ、男女平等推進センターなどの各種講座を開催する。	継続	市民	生涯学習スポーツ課	武藏野地域五大学の協力を得て、武藏野地域自由大学、武藏野市寄付講座、武藏野地域五大学共同講演会、武藏野地域五大学共同教養講座などを開催する。	武藏野地域五大学の協力を得て、自由大学講座2講座、武藏野市寄付講座5講座、武藏野地域五大学共同講演会6講演会、武藏野地域五大学共同教養講座全20回などを実施した。該当する講座としては、共同講演会において、「現代の家族と子育てー父親の育児・家事参加と働く母親ー」、地域自由大学正規科目、成蹊大学において、「ジェンダーの社会学」「政治とジェンダー」「人権とジェンダー」を実施した。	A	武藏野地域五大学の協力を得て、武藏野地域自由大学、武藏野市寄付講座、武藏野地域五大学共同講演会、武藏野地域五大学共同教養講座などを開催する。
					男女平等推進センター	引き続き、男女平等推進センター企画運営委員会において、第四次男女平等推進計画の課題に沿った講座を企画実施する。	多彩なテーマの講座(原則託児付)を開催し、男女平等意識の啓発を行った(22企画、28講座、参加者延804人、託児の延123人)。	B	引き続き、男女平等推進センター企画運営委員会において、第四次男女平等推進計画の課題に沿った講座を企画実施する。
2	男女共同参画週間事業の実施	男女平等推進センター企画運営委員会が中心となり、関係団体や市民と協働して男女平等社会実現のための週間事業を実施する。	継続	市民	男女平等推進センター	男女平等推進センター企画運営委員会が中心となり、企画の公募や団体活動補助金事業も合わせ、男女共同参画週間に講演会・映画上映会・パネル展示などを行う。	男女共同参画週間(6月23日～29日)に合わせ男女共同参画フォーラム2019「女(ひと)と男(ひと)生きからいろいろ」を開催することで、意識啓発に努めた。平成30年度から開始した、男女平等推進センターが企画運営委員会の協力を得ながら講座・イベントの企画を広く募集する「公募」型での実施により、3団体が公募企画を開催した。(記念講演会1回、映画上映1回、公募企画3回、参加者延324人、託児延13人)。	B	男女平等推進センター企画運営委員会が中心となり、企画の公募や団体活動補助金事業も合わせ、男女共同参画週間に講演会・映画上映会・パネル展示などを行う。
3	国際的理理解を深めるための取組	先進諸国の女性の地位向上に関する取組を周知するほか、国際協力活動を行う団体を支援する。	継続	市民	男女平等推進センター	男女共同参画フォーラムにて、国際協力を行う団体へ活動助成を行う。	フォーラムで映画「ドリーム」を上映し、1960年代初頭のアメリカで宇宙開発競争を支え、差別と偏見と闘いながら活躍した、黒人女性の数学者の実話を通じて、社会背景、時代状況も含め金原由香氏によるトークを行うことで、課題や問題意識を活かした行動についての意識啓発を行った(参加者69人、託児7人)。	B	男女共同参画フォーラムなどで、先進諸国の女性の地位向上に関する取組みを取り上げ、意識啓発を行う。

2 武藏野市第四次男女平等推進計画 推進状況報告書

基本目標								【評価基準について】 ＜主管課の自己評価＞ A:順調または目標達成。 B:概ね順調。更に工夫しながら実施。 C:検討が必要。 D:極めて不十分。実施せず。			
基本施策											
施策											
事業名		事業概要		区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定	令和元年度事業実績	評価	令和2年度事業予定	
4	図書館における情報提供	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動に合わせ、図書館で特設コーナーを設置するなど啓発に努める。		継続	市民	図書館	前年度と同内容の実施を予定する。	11月～12月ミニトピックス「女性に対する暴力をなくす運動」中央図書館75冊、吉祥寺図書館42冊、武蔵野プレイス42冊を展示。	A	前年度と同内容の実施を予定。	
5	男女平等推進情報誌「まなこ」の発行と周知	男女平等の推進を図るために、男女平等推進情報誌「まなこ」を発行するほか、市報でとりあげるなど広く周知を図ることにより、認知度を向上させる。		継続	市民	男女平等推進センター	引き続き、第四次男女平等推進計画の課題に沿ったテーマについて、「まなこ」を発行する。また、市報に掲載を行い、「まなこ」の認知度を上げる。	「まなこ」は特集として、106号「第四次男女平等推進計画」、107号「それぞれのキャリア」、108号「性の多様性を認め合うまちへレインボームサシノ宣言」を取り上げ発行した。また、市報5月1日号で第四次男女平等推進計画の策定についての特集を掲載し、計画の基本目標と併せ、「まなこ」について情報提供を行った。市民会館文化祭において、パネル展示を実施し、「まなこ」の紹介をした。その他、各種パネル展示で「まなこ」を配架し、認知度を上げる取り組みを行った。 センターの活動内容を「活動レポート」として報告した。	B	引き続き、第四次男女平等推進計画の課題に沿ったテーマについて、「まなこ」を発行する。また、市報に掲載を行い、「まなこ」の認知度を上げる。	
基本施策2 男女平等教育の推進											
(1) 男女平等の視点に立った学校教育の推進											
6	男女平等教育の推進	道徳教育、人権教育を中心として、子どもたちに対して、男女が互いに理解、協力し、高め合う教育を推進する。		継続	市民	指導課	人権教育の全体計画及び年間指導計画に基づき、特別な教科道徳を含めた各教科等で、計画的に男女平等教育を行っていく。	特別の教科 道徳では、小学校第5学年では理解し合って協力する心情を小学校第6学年では異性について理解し、互いに信頼し学び合って友情を深め、よりよい人間関係を築いていくうとする態度を、中学校第1学年では、友人関係についての話し合いを通して、異性への理解を深め、互いの個性を尊重し、ともに成長することのできる深い友情を構築していこうとする態度を育む授業を行った。	B	人権教育の全体計画及び年間指導計画に基づき、特別な教科道徳を含めた各教科等で、計画的に男女平等教育を行っていく。	

2 武藏野市第四次男女平等推進計画 推進状況報告書

基本目標									【評価基準について】 <主管課の自己評価> A:順調または目標達成。 B:概ね順調。更に工夫しながら実施。 C:検討が必要。 D:極めて不十分。実施せず。	
基本施策									施策	
事業名		事業概要		区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定	令和元年度事業実績	評価	令和2年度事業予定
7	人権教育の充実を図る研修の実施	教職員に対し、男女平等についての理解を深めるため、研修を充実させ、人権尊重・男女平等教育を推進する。	継続	市	指導課	市人権教育推進委員会を年間3回開催し、引き続き、研修を行っていく。児童・生徒への人権尊重・男女平等教育についての指導の在り方等、市内教員の理解を深める。	人権教育プログラムを活用した校内研修を全校で実施した。市人権教育推進委員会では、人権課題に関わる授業実践を行い報告書として提出させた。男女平等を直接取り上げた授業実践は少ないが、その前提として人権を尊重する態度に資する授業を全校で行った。小学校低学年のある授業では、性別に対して固定的な見方や考え方があることに気づき、性別に関係なく一人一人に好きなものや好きなことがあり、互いにそれらを認め合うことの大切さについて考えることを取り上げた授業が実践された。	B	市人権教育推進委員会を年間3回開催し、引き続き、研修を行っていく。児童・生徒への人権尊重・男女平等教育についての指導の在り方等、市内教員の理解を深める。	
8	生活指導や進路指導の充実とキャリア教育の推進	個性尊重、男女平等の視点から生活指導や進路指導を行うとともに、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる。	継続	市民	指導課	進路指導における人権教育推進上の課題について理解と認識を深め、学校における適切な進路指導の充実を図る。職業調べや職場体験学習に留まらず、多様な生き方を主体的に考えられるよう、キャリア教育を推進する。	年間指導計画に基づき自分のよさや友達のよさを認め合い、励まし合ったり、自分と異なる意見を理解し、相手の立場になって考え方行動しようとする力を育てた。全中学校の第2学年で、生徒の希望を反映した、3日間の職場体験学習を実施した。	B	進路指導における人権教育推進上の課題について理解と認識を深め、学校における適切な進路指導の充実を図る。職業調べや職場体験学習に留まらず、多様な生き方を主体的に考えられるよう、キャリア教育を推進する。	
9	発達の段階を踏まえた性に関する指導の実施	子どもたちの発達の段階を踏まえて、学習指導要領に示された性に関する指導を行う。	継続	市民	指導課	引き続き、小学校での保健、中学校での保健分野などの学習とも関連させて、人権教育の視点に立った性に関する適正な指導を行うよう、周知・徹底する。	小学校では、体の発育・発達や思春期の体の変化について指導し、発育の違いなどについて肯定的に受け止めることが大切であることに触れた。中学校では、教科書を活用し、生殖に関わる機能の成熟について指導した。	B	引き続き、小学校での保健、中学校での保健分野などの学習とも関連させて、人権教育の視点に立った性に関する適正な指導を行うよう、周知・徹底する。	
基本施策3 性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり(新規)										
(1)性の多様性に関する理解の促進(★)										
10	男女平等推進センター「ヒューマンあい」における講座	多様な性に関する講座を開催し理解促進を図る。	継続	市民	男女平等推進センター	引き続き、多様な性に関する講座を開催し理解促進を図る。	男女共同参画フォーラム2019でLGBTをテーマとした講演会「カラフル・ライフ～LGBTの“いま”を知ろう」を実施し、セクシュアル・マイノリティに関する理解促進を図った(参加者32人、託児1人)。また、「まなこ」108号で「性の多様性を認め合うまちへ レインボームサシノシ宣言」を特集し意識啓発を図った。	B	引き続き、多様な性に関する講座などを開催し理解促進を図る。	

2 武藏野市第四次男女平等推進計画 推進状況報告書

基本目標								【評価基準について】 ＜主管課の自己評価＞ A:順調または目標達成。 B:概ね順調。更に工夫しながら実施。 C:検討が必要。 D:極めて不十分。実施せず。		
基本施策										
施策										
事業名		事業概要		区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定	令和元年度事業実績	評価	令和2年度事業予定
11	人権週間における取組	人権週間に、性の多様性に関する講演会や図書展示等を実施する。		新規	市民	男女平等推進センター	人権週間に合わせて実施する図書展示において、性の多様性に関する図書展示を行い、啓発を図る。	市長による「性の多様性を理解し尊重するまち武藏野市宣言(レインボームサシノシ宣言)」を行い、男女平等推進センターでの図書展示と併に、市内図書館(中央・ブレイス・吉祥寺)でミニトピックス展示を行った。	A	人権週間に合わせ、性の多様性に関する図書展示などを行い、啓発を図る。
12	LGBTやSOGIの理解に向けた取組	多様な性に関する正しい理解を広めるため、ガイドラインを作成するとともに、理解促進のための研修等を実施する。		新規	市/事業者等	男女平等推進センター	LGBTや性多様性理解のための職員研修を実施し、職員の理解促進を図る。	市長による「性の多様性を理解し尊重するまち武藏野市宣言(レインボームサシノシ宣言)」を行い、各職場に宣言書の掲示を依頼した。また、同日、管理職を対象とした「LGBTや多様性理解のための職員研修」の実施を行った。研修参加者には、啓発のために新たに作成したレインボームサシノシバッヂの配布を行った(参加者92人、事務局含む)。	A	LGBTや性多様性理解のための職員実務者研修を実施し、職員の理解促進を図る。
(2) 性的マイノリティ等への支援(新規)										
13	学校教育における個別支援	性的マイノリティなどについて、児童生徒の人権の尊重を最大限に考慮し、ニーズに基づいた個別対応を行うとともに、教育相談と連携し、配慮する。		継続	市民	指導課	引き続き、性同一性障害等に配慮した適切な指導ができるよう、東京都の人権教育指導推進委員会での内容や資料の情報を共有する。また、スクールカウンセラーや市派遣相談員と連携し、個別の支援の充実を図る。	東京都教育委員会が主催する性的マイノリティーについて学ぶ研修に、複数の市立小中学校長や副校長、主幹教諭等が参加し、校内で共有した。	B	引き続き、性同一性障害等に配慮した適切な指導ができるよう、東京都の人権教育指導推進委員会での内容や資料の情報を共有する。また、スクールカウンセラーや市派遣相談員と連携し、個別の支援の充実を図る。
14	にじいろ相談の実施	当事者やその周囲の人々を対象とした専門相談を実施する。		新規	市民	男女平等推進センター	性的指向・性自認に関するにじいろ電話相談の実施について、検討する。	むさしのにじいろ電話相談(性的指向・性自認に関する相談)を開始した(令和元年10月)。 毎月第2水曜日 午後5時30分～8時30分 相談件数 4件	B	むさしのにじいろ電話相談(性的指向・性自認に関する相談)を実施する。また、電話相談に加え、面談による相談の受付も開始する。当事者に向けて効果的な周知の方法を検討する。
15	パートナーシップ制度(仮称)の検討	同性婚等を公的に認めるパートナーシップ制度(仮称)の導入を検討する。		新規	市民	男女平等推進センター	庁内で研究会を設置し、パートナーシップ制度を含む当事者への望まれる支援を検討する。	多様性の尊重に関する庁内研究会を設置し、パートナーシップ制度(案)導入にあたっての論点整理を行い、研究会報告書を作成した。	A	男女平等推進審議会で、パートナーシップ制度導入を含む当事者にとって望まれる支援を検討する。

2 武藏野市第四次男女平等推進計画 推進状況報告書

基本目標									【評価基準について】 <主管課の自己評価> A:達成または目標達成。 B:概ね順調。更に工夫しながら実施。 C:検討が必要。 D:極めて不十分。実施せず。					
基本施策														
施策														
事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定		令和元年度事業実績		評価	令和2年度事業予定				
基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち (新規:0/継続:24/充実:10/見直し:1)														
基本施策1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発														
(1)ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発(★)														
16	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講演会や情報提供の実施	ワーク・ライフ・バランス実現に向けた理解を深めるため、講演会や情報提供などを実施する。	継続	市民	子ども政策課	引き続き、事業の充実を図る。現在実施内容については未定。	3月に講演会「ハタラクカイギ2020」の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大を受けて中止となつた。	D	令和元年度実施予定だった「ハタラクカイギ2020」について、9月に延期して開催予定。「60歳からの、ワーク&ライフ充実術！」をテーマとした講演会を実施する。					
					男女平等推進センター	引き続き、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた理解を深めるための講演会や情報提供などを実施する。	講座「また働きたいあなたへ 女性のための再就職ナビ」(連続講座延べ参加者25人、託児14人)。講座「育休ママ・パパのための職場復帰応援セミナー」(連続講座延べ参加者54人、託児23人)を開催し意識啓発を行つた。また、「まなこ」107号にて「それぞのキャリア」を特集した。なお、講座「ママ・パパ・子どもで家事シェアしませんか!」については、開催を予定したが、新型コロナウイルス感染症拡大・防止のため開催を中止した。	A	引き続き、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた理解を深めるための講演会や情報提供などを実施する。					
					市	人事課	ワーク・ライフ・バランスに関する講演会やチラシ等により、職員が自身のワーク・ライフ・バランスについて考える機会を提供する。	B	ワーク・ライフ・バランスに関する講演会やチラシ等により、職員が自身のワーク・ライフ・バランスについて考える機会を提供する。					
17	ワーク・ライフ・バランスに関する情報の掲載	男女共同参画情報誌「まなこ」で、男性の地域参加促進や女性の就労などワーク・ライフ・バランスに関わる情報を提供する。	継続	市民	事業者等	産業振興課	男女平等推進担当、高齢者支援課、子ども政策課と連携し、ワーク・ライフ・バランス啓発講座を実施する。	D	男女平等推進担当、高齢者支援課、子ども政策課と連携し、ワーク・ライフ・バランス啓発講座を実施する。					
					市民	男女平等推進センター	引き続き、ワーク・ライフ・バランスに関わる情報を掲載できるよう検討する。	B	引き続き、ワーク・ライフ・バランスに関わる情報を掲載できるよう検討する。					

2 武藏野市第四次男女平等推進計画 推進状況報告書

【評価基準について】	
<主管課の自己評価>	
A:順調または目標達成。	
B:概ね順調。更に工夫しながら実施。	
C:検討が必要。	
D:極めて不十分。実施せず。	

基本目標							基本施策		施策	
	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定	令和元年度事業実績	評価	令和2年度事業予定	
(2)男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進										
18	男性向けワークショップなどの実施と活動・学習グループ等への支援	男性の子育てを支援する講座や体験学習を実施し、育児への参加を促進するとともに、自主学習グループの支援を行う。父親の参加が促進されるようニーズの把握を行う。	継続	市民	子ども政策課 児童青少年課 健康課	引き続き父親の子育てや教育力の向上を図り、父親グループとの連携も図っていく。 中学生・高校生リーダー講習会において、子どもとの接し方についての講義と保育体験ボランティアを実施し、男子児童の参加を促す。 ・こうのとり学級土曜日クラス:定員40組(初妊婦とパートナー)で、年12コース実施する。 ・7/7開催のゆりかごむさしのフェスティバルで父親対象の事業(イクメン講座、講座「お父さんの気持ち～パパへのヒント～」、妊婦体験ジャケット等)を実施する。 ・男性の子育て参加を促進するため、父親ハンドブックを母子健康手帳交付時に配付した。交付件数1,249件。	12月1日に武蔵野総合体育馆にて父親向け育児啓発講座「パパと一緒に！遊びながら体幹トレーニング」を開催した。 実際に保育体験ボランティアに参加した児童18名のうち、男子児童の参加は5名であった。 ・こうのとり学級土曜日クラス:定員を40組(初妊婦とパートナー)で、年11コース実施した。パートナーの参加者303名。 ・7/7開催のゆりかごむさしのフェスティバルで父親対象の事業(イクメン講座、妊婦体験ジャケット)を実施した。参加者合計46名。 ・男性の子育て参加を促進するため、父親ハンドブックを母子健康手帳交付時に配付した。交付件数1,249件。	B B A	引き続き父親の子育てや教育力の向上を図り、父親グループとの連携も図っていく。 中学生・高校生リーダー養成講座において、子どもとの接し方についての講義と保育体験ボランティアを実施し、男子児童の参加を促す。 ・初妊婦とパートナーが参加する、こうのとり学級土曜日クラスを実施する。 ・男性の子育て参加を促進するため、父親ハンドブックを母子健康手帳交付時に配付する。	
19	家族介護支援事業の拡充	介護の知識や対応方法が得られる講座や、相談・情報交換の機会を提供し、精神面と介護の負担軽減の面から家族介護者を支援する。	継続	市民	高齢者支援課	デイサービスセンターや在宅介護・地域包括支援センターで家族介護者の交流の場や介護講座等を実施する。また、実施主体の意見交換会を行い、方針を共有しつつ各実施主体の特徴を活かした事業を展開する。	家族介護者を対象とした事業を在宅介護支援センター6カ所、デイサービスセンター10カ所、合計16カ所で実施。また、実施主体の意見交換会も行い、方針を共有しつつ各機関の特徴を生かした事業を展開した。	B	引き続き、各在宅介護支援センターやデイサービスセンターで家族介護者の交流の場や介護講座等の実施を継続していく。また、実施主体の意見交換会も行い、方針を共有しつつ各機関の特徴を生かした事業を展開していく。	

2 武蔵野市第四次男女平等推進計画 推進状況報告書

【評価基準について】

<主管課の自己評価>

A: 項調または目標達成。

B: 概ね順調。更に工夫しながら実施。

C: 検討が必要。

D: 極めて不十分。実施せず。

基本目標							【評価基準について】	
基本施策							<主管課の自己評価>	
施策							A: 項調または目標達成。 B: 概ね順調。更に工夫しながら実施。 C: 検討が必要。 D: 極めて不十分。実施せず。	
事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定	令和元年度事業実績	評価	令和2年度事業予定
20 男女平等推進情報誌「まなこ」や男女平等推進センター「ヒューマンあい」を活用した、男性の地域活動に関する情報提供と啓発活動	男女平等推進情報誌「まなこ」や男女平等推進センター「ヒューマンあい」を通じて、男性の育児・介護への参加呼びかけ、ワーク・ライフ・バランスについての情報提供を行う。	継続	市民	男女平等推進センター	引き続き、まなこやセンターの講座等を通じて、男性の育児・介護への参加呼びかけ、ワーク・ライフ・バランスについての情報提供を行う。	夏休み企画講座「パパとつくろう!おいしいランチ」(参加者24人、託児2人)、講座「育休ママ・パパのための職場復帰応援セミナー」(連続講座: 参加者延54人、託児延23人)を開催し意識啓発を行った。また、「まなこ」107号にて「それぞれのキャリア」を特集した。なお、講座「ママ・パパ・子どもで家事シェアしませんか!」については、開催を予定したが、新型コロナウイルス感染症拡大・防止のため開催を中止した。	A	引き続き、まなこやセンターの講座等を通じて、男性の育児・介護への参加呼びかけ、ワーク・ライフ・バランスについての情報提供を行う。
21 男性の地域参加へのきっかけづくり	「お父さんお帰りなさいパーティ」や男性のための料理教室等、男性の地域参加のきっかけとなる事業を実施する。	継続	市民	地域支援課	「お父さんお帰りなさいパーティ」および「お父さんお帰りなさいサロン」を継続して開催し、趣味活動や学習、健康づくり等を通じたシニア男女の地域デビューのきっかけづくりを行う。	お父さんお帰りなさいパーティ 開催日: 令和元年6月16日(日) 内容: 講演会「コミュニティの扉を開けるとー3人の先達が振り返る地域デビュー」 (講師: 見城武秀氏)ほか 参加者合計: 129名 お父さんお帰りなさいサロン 6月、8月以外の各月開催 参加者合計: 114名(全8回) ※10月は台風、3月は新型コロナウイルスの影響により中止	B	「お父さんお帰りなさいパーティ」および「お父さんお帰りなさいサロン」を継続して開催し、趣味活動や学習、健康づくり等を通じたシニア男女の地域デビューのきっかけづくりを行う。 →新型コロナウイルス感染症の影響により、事業実施を延期する予定。
				高齢者支援課	男性のための料理講習会を実施し、参加者の地域参加を支援していく。	男性のための料理講習会を15回実施。延143人が参加した。	A	引き続き男性のための料理教室を実施し、参加者の地域参加を支援していく。
				児童青少年課	市及び各地区委員会から、むさしのジャンボリー等の地域行事への男性の参加を呼び掛ける。	第48回むさしのジャンボリーにおいて、地区指導者として男性168名の参加(全体の51.7%)があった。	B	市及び各地区委員会から、むさしのジャンボリー等の地域行事への男性の参加を呼び掛ける。
				生涯学習スポーツ課	引き続き大人のための生涯学習ガイドを発行し、情報提供を行う。	大人のための生涯学習ガイドを2,200部発行し、市民施設などで配布するなど情報提供を行った。	B	より活用しやすい媒体となるように構成等を見直しながら、引き続き大人のための生涯学習ガイドを発行し、情報提供を行う。

2 武蔵野市第四次男女平等推進計画 推進状況報告書

【評価基準について】

<主管課の自己評価>

A:順調または目標達成。

B:概ね順調。更に工夫しながら実施。

C:検討が必要。

D:極めて不十分。実施せず。

基本目標

基本施策

施策

	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定	令和元年度事業実績	評価	令和2年度事業予定
22	PTA活動への男性の参加促進	PTA活動に男性の参加を促進するための働きかけに努める。	継続	市民	生涯学習スポーツ課	引き続き校長会等を通して、男性PTA会員のPTA活動への参加を働きかける。	校長会等を通して、男性PTA会員のPTA活動への参加を働きかけた。今年度の男性PTA会長は9名だった。	A	引き続き校長会等を通して、男性PTA会員のPTA活動への参加を働きかける。

基本施策2 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 地域企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進

23	両立支援推進企業・団体に対する公契約上の優遇に関する総合評価方式の試行実施	工事請負契約の入札において、総合評価方式を試行し、男女平等の推進を評価項目に入れ企業の育児休業等を促進する。	見直し	事業者等	管財課	工事請負契約の入札において、総合評価方式の試行を再開する。男女平等の推進を評価項目に入れ企業の育児休業等を促進する。	工事請負契約の入札において、総合評価方式の試行を再開に向けた検討を進めている。	C	総合評価方式の制度全体を見直しており、令和2年度中の再開を目標とする。
24	両立支援に関する事例紹介や情報発信	他の事業所が参考になるような優れた両立支援に関する企業活動の取組について、事例紹介や情報発信を行う。	継続	市民/事業者等	産業振興課 男女平等推進センター	男女平等推進担当、高齢者支援課、子ども政策課と連携し、ワーク・ライフ・バランス啓発講座を実施する。 両立支援や女性活躍推進に積極的なモデルとなる企業の取組み事例の紹介を行うよう検討する。	新型コロナウイルス感染症の影響により、講座を中止とした。 「まなこ」107号にて、企業で活躍する女性役員へのインタビューを掲載し、両立支援や女性活躍推進への意識啓発を行った。	D B	男女平等推進担当、高齢者支援課、子ども政策課と連携し、ワーク・ライフ・バランス啓発講座を実施する。 両立支援や女性活躍推進に積極的なモデルとなる企業の取組み事例の紹介を行うよう検討する。
25	育児・介護休業制度の企業への普及の推進	育児・介護休業制度について企業に向けた啓発や働きかけを行う。	継続	事業者等	産業振興課	関係機関のチラシ配架・配布、市報や市ホームページでの情報掲載を行う。	関係機関のチラシ配架・配布、市報や市ホームページでの情報掲載を行った。	B	関係機関のチラシ配架・配布、市報や市ホームページでの情報掲載を行う。

(2) ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取組

26	男性の育児休業等の取得促進	男性の育児参加や育児休業取得を促進し、男女共に仕事と育児・介護を両立できる環境整備を進める。	継続	市	人事課	・「育児参加休暇」の導入については他の休暇との兼ね合いを考慮しながら引き続きを検討を進め る。 ・男性の育児休業取得者が増えていることから、府内で経験談を共有することでより一層の取得しやすい雰囲気の醸成を図る。 ・介護を行う職員の支援と介護をしやすい職場環境の醸成のため、介護と仕事の両立に関する講演会を実施する。	・育児休業を取得した経験のある男性職員にインタビューを行い、庁内報In-Voiceで紹介した。 ・1月に職員向けに介護と仕事の両立に関する講演会を実施した。	B	・「育児参加休暇」の導入について他の休暇との兼ね合いを考慮しながら引き続きを検討を進める。 ・男性の育児休業取得の経験談を共有し、より一層の取得しやすい雰囲気の醸成を図る。 ・制度の周知と介護をしやすい職場環境の醸成のため、職員のための介護支援ハンドブックの作成を検討する。
----	---------------	--	----	---	-----	--	---	---	---

2 武藏野市第四次男女平等推進計画 推進状況報告書

【評価基準について】

<主管課の自己評価>

A: 順調または目標達成。

B: 概ね順調。更に工夫しながら実施。

C: 検討が必要。

D: 極めて不十分。実施せず。

基本目標							【評価基準について】	
基本施策							<主管課の自己評価>	
施策								
事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定	令和元年度事業実績	評価	令和2年度事業予定
27 タイムマネジメント力の向上	年次有給休暇の取得や超過勤務の縮減を促進し、タイムマネジメント力の向上を図る。	継続	市	人事課	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「カエルデー（各課で月1日以上の一斉定時退庁日）」「YY月間（年次有給休暇取得促進月間）」や「ノーアーリーデー・ノーカエルデー」を実施する。 ・超過勤務時間が45時間を超える職員の所属長による提出を再度実施する。また、超過勤務が減少した好事例については手法を共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各課で月1日以上の一斉定時退庁日「カエルデー」やYY月間（年次有給休暇取得促進月間）を設定し、実施した。 ・月末の金曜日を「ノーアーリーデー・ノーカエルデー」として設定し、放送等により促進を図った。 ・月の超過勤務時間が45時間以上の職員がいる所属長に対して通知した。また、当該所属長は、原因を把握・分析したうえで、「超過勤務命令（長時間）対応策届出書」を人事課に提出した。 ・超過勤務時間が特に多い職員の所属長に対して、ヒアリングを実施した。 ・職員のやる気を引き出すモチベーションマネジメントをテーマとした管理職マネジメント力向上研修を実施した。 	C	<ul style="list-style-type: none"> ・全庁一斉定時退庁日や「カエルデー」、「ノーアーリーデー・ノーカエルデー」を設定し、定時退庁を行う意識の醸成を図る。 ・月45時間を超える所属長に対する通知及び「超過勤務命令（長時間）対応策届出書」の取組みを継続する。また、令和2年4月に施行した超過勤務時間の上限設定について運用面の見直しを行い実効性を高める。 ・超勤が多い職員やその所属長へのヒアリングを実施する。 ・後出し超勤抑制のための対応策の検討や退庁時の音楽の見直し等の職員の意識啓発の取組みを検討・実施する。
28 働き方の見直し促進	ファミリーデーや育児・介護経験のある職員を交えた職員同士の座談会など自身の働き方を見直す機会を創出する。	継続	市	人事課	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事復帰に対する不安軽減を目的とした、育児休業中の職員と人事担当者や子育て中の先輩職員との交流の場、「育児休業取得者等懇談会」を開催する。 ・育児休業中の体験談などを庁内報等を活用して紹介する。 ・時差勤務の運用について検討しながら試行を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・10月に「育児休業取得者等懇談会」を開催した。 ・スムーズな復帰や休業中の自己啓発を支援するため、庁内報や通信教育の受講案内、復職に向けた手続きの流れ等を育児休業中の職員向けのメーリングリストにより情報提供を行った。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事復帰に対する不安軽減のために、育児休業中の職員と人事担当者や子育て中の先輩職員との交流の場として「育児休業取得者等懇談会」を開催するとともに、メーリングリストによる情報提供を行う。 ・「武藏野市ファミリーデー」の開催を検討する。 ・引き続き時差勤務の運用について検討しながら試行を行うとともに、4月から臨時に実施した交代制在宅勤務の検証を行う。
基本施策3 子育て及び介護支援の充実								
(1)子育て支援施策の充実(★)								
29 子育て支援施設の整備	孤立しがちな子育て家庭を支援するため、親子の交流の機会を提供する施設の整備を行う。	充実	市/市民	子ども政策課	ニーズ調査の結果等をもとに、子育て支援施設の整備方針の検討を行い、本年度策定する「第五次子どもプラン武藏野（令和2年度～6年度）」に、整備方針を記載する。	「第五次子どもプラン武藏野（令和2年度～6年度）」に子育て支援施設の整備方針を記載した。	B	「第五次子どもプラン武藏野」に記載した、地域子育て支援拠点事業の整備等について、具体的なスケジュールと実施方法を示す。

2 武藏野市第四次男女平等推進計画 推進状況報告書

基本目標

基本施策

施策

【評価基準について】

<主管課の自己評価>

A:順調または目標達成。

B:概ね順調。更に工夫しながら実施。

C:検討が必要。

D:極めて不十分。実施せず。

		事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定	令和元年度事業実績	評価	令和2年度事業予定
30	子育て支援施設のサービスの充実	認可保育所における専門職の活用による相談事業などを実施する。		継続	市民	子ども育成課	引き続き、各保育園での子育て支援イベントを実施する。市民の参加を促進するため、健康課が所管する「ゆりかごむさしの」事業との連携による情報共有及び広報・啓発を図る。	「プレママのひろば」事業や「あかちゃんのひろば」事業を実施し、栄養士や保健担当も参加者からの相談に応じた。また、園庭解放による地域交流、栄養士による離乳食講座、救急法講座などの各種イベントも実施した。	B	引き続き、各保育園での子育て支援イベントを実施する。市民の参加を促進するため、健康課が所管する「ゆりかごむさしの」事業との連携による情報共有及び広報・啓発を図る。
31	子育て支援団体の育成支援と連携強化	子育てひろばのスタッフ研修やボランティア育成を行い、施設や団体・関係機関等のネットワークによる連携を図る。		充実	市民	子ども政策課	引き続き、講座や研修会等を行い、子育て支援者の育成及び共助のしくみづくりを充実させることで、横のつながりを更につくり、連携を強化する。	当事者ボランティアを含む子育て支援者の発掘・育成のための講座を年2回実施し、交流会等を行い継続的なつながりの持続に努めた。 子育てひろばネットワーク会議を年2回行った。主体的に参加者が関わることができるようにすることで、さらなるネットワークの強化につなげた。 子育てフェスティバルを実行委員会形式で実施し、家庭や地域・施設・団体とのつながりを意識して開催できる内容を検討のうえ、10月26日に実施した。	B	引き続き、講座や研修会等を行い、子育て支援者の育成及び共助のしくみづくりを充実させることで、横のつながりを更につくり、連携を強化する。
32	ファミリー・サポート・センター事業の実施	育児の援助を受けたい「ファミリー会員」と、育児の援助をしてくださる「サポート会員」の、地域の相互援助活動を支援する。		充実	市民	子ども政策課	引き続き、事業の周知を行い、会員の獲得を図る。	会員数のうち、ファミリー会員(利用者)は約250名増、サポート会員(支援者)は約20名増となった。	B	引き続き、事業の周知を行い、会員の獲得を図る。
33	子ども家庭支援センター事業の機能の充実	子どもとその家庭に関するあらゆる相談を受け、子育てに関する情報提供や支援を行う。		継続	市民/事業者等	子ども家庭支援センター	子育て世代包括支援センターの設置を目指して相談体制の在り方を検討する。	組織及び役割について協議検討をした。	A	子育て世代包括支援センターの設置に向けて実施体制を検討する。
34	病児・病後児保育の拡充	病児・病後児をはじめとする様々な保育ニーズへの対応を推進する。		継続	市民	子ども育成課	引き続き病児・病後児保育室での預かり保育実施を支援していく。	病児保育事業では、年間618名の市民が利用し、病後児保育事業では、年間284名の市民が利用した。	B	引き続き病児病後児保育室での預かり保育実施を支援していく。
35	待機児童の解消に向けた多様な保育ニーズへの対応	多様な保育ニーズを的確に捉え、地域性を考慮しながら適所に保育施設を整備するなどにより待機児童の解消を図る。		充実	市民	子ども育成課	令和2(2020)年4月の待機児童数ゼロに向けて、認可保育所3園の新規開設及び認証保育所の認可化移行を実施する。	認可保育所4園を開設し、定員を162名拡大することなどによって、令和2(2020)年4月の待機児童数ゼロを達成することができた。	A	引き続き希望する保育施設が利用できるよう、認証保育所の認可化移行等により定員の拡充を図っていく。

2 武藏野市第四次男女平等推進計画 推進状況報告書

【評価基準について】

<主管課の自己評価>
 A:順調または目標達成。
 B:概ね順調。更に工夫しながら実施。
 C:検討が必要。
 D:極めて不十分。実施せず。

基本目標									
基本施策									
施策									
	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定	令和元年度事業実績	評価	
36	児童施設の機能の充実	地域子ども館(あそべえ・学童クラブ)等で子どもたちが安全に過ごせるように、環境や施設の整備により地域での子育て支援の機能を充実させる。	継続	市民	児童青少年課	<ul style="list-style-type: none"> ・館長を中心として推進会議の定期的な実施、各種イベントの運営、学校との定例ミーティング等を行う。 ・アドバイザーを派遣して職員の業務上の悩みに対応し、職員のスキルアップを図る。 ・学童クラブ保護者アンケートを実施する。 	<p>左記予定事業を滞りなく実施した。また、一小こどもクラブの入会児童数増に対し、学校教室をクラブ室として整備するとともに、こどもクラブ棟の増築工事に着手した。</p>	B	<ul style="list-style-type: none"> ・館長を中心として推進会議の定期的な実施、各種イベントの運営、学校との定例ミーティング等を行う。 ・アドバイザーを派遣して職員の業務上の悩みに対応し、職員のスキルアップを図る。 ・学童クラブ保護者アンケートを実施する。 ・一小こどもクラブ棟の増築工事を引き続き実施とともに、井之頭小、桜野小の児童増対策を行う。
37	産前・産後支援ヘルパー事業の実施	産前・産後の体調不良等のため、家事や育児が困難な妊産婦のいる家庭にヘルパーを派遣し、家事援助などを行う。	継続	市民	子ども家庭支援センター	引き続き、支援の必要な家庭が利用できるよう、周知に努める。	<p>産前産後支援ヘルパー事業 ・利用家庭数:352 ・延利用日数:2,050</p>	A	引き続き、支援の必要な家庭が利用できるよう、周知に努める。
38	障害児の放課後対策の充実	障害児を対象とした放課後等デイサービス事業所などの参入を促進して基盤整備を図る。	充実	事業者等	障害者福祉課	整備費補助の効果もあり事業所が増加してきている。今後は事業所連絡会の内容を充実させ、サービスの質の向上を図っていく。	<p>・児童発達支援事業所を2ヶ所開設した。(開設費補助対象施設)市内の児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所・日中一時支援事業所の開設数は21ヶ所(令和2年3月末現在)となった。 ・事業所連絡会を1回開催した。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元5月に設置された「桜堤地区における福祉サービス再編検討委員会」の提言を受け、桜堤ケアハウスデイサービスセンターの転用を図り、肢体不自由児を対象とした放課後等デイサービス事業の実施及び地域療育相談室ハピットのサテライトオフィスの設置について準備を進めていく。開設は令和2年12月を予定。 ・今後、市内事業所の支援の質的向上を図るために、事業所連絡会の内容を充実させる。

2 武藏野市第四次男女平等推進計画 推進状況報告書

基本目標							【評価基準について】 ＜主管課の自己評価＞	
基本施策							A:順調または目標達成。	
施策							B:概ね順調。更に工夫しながら実施。	
							C:検討が必要。	
							D:極めて不十分。実施せず。	
事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定	令和元年度事業実績	評価	令和2年度事業予定
(2)介護支援施策の充実								
39 介護に関わる人材の確保と養成	総合的な人材確保・養成機関である「地域包括ケア人材育成センター」において、介護人材・福祉人材の発掘・養成、質の向上、相談受付・情報提供、事業所・団体支援までを一貫的に行っていく。	充実	事業者等	地域支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・人材養成事業、研修・相談事業、就職支援事業、事業者・団体支援事業の4つの事業を柱に展開を図る。 ・就職支援事業、事業者・団体支援事業において、就職相談会や管理者向けの研修等を新たに実施していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材養成事業では、初任者研修及び認定ヘルパー養成研修、認定ヘルパーフォローアップ研修を実施。 ・研修・相談事業では、技術研修、認知症支援研修、潜在的有資格者研修、介護従事者の悩み相談室を実施。 ・就職支援事業では、ホームページにて従事者を募集する事業者を紹介した。 ・事業者・団体支援事業では、若年の介護職が情報共有や介護の仕事の普及啓発を考える「プロジェクト若ば」を実施、また管理者・経営者向け研修会を実施した。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度と同様に、人材養成事業、研修・相談事業、就職支援事業、事業者・団体支援事業の4つの事業を柱に展開を図る。 ・喀痰吸引研修を新たに実施していく。
				高齢者支援課	地域支援課回答と同内容を実施する。	地域支援課に同じ。	B	地域支援課に同じ。
				障害者福祉課	平成30年度と同様に開催予定。対応に苦慮する精神障害者支援に関する知識と情報を提供することにより、支援者の積極的な関りを促す。	精神障害事業所における、実務者のスキルアップやより適切な支援を目指すため、精神保健福祉研修及び精神障害者支援現任ヘルパー研修を実施した。	A	障害者福祉分野における専門性のある人材確保が難しくなってきている状況から、今後も障害者事業所等で働く人のモチベーションを高める取り組みを通じて、福祉人材の確保を図っていく。

2 武藏野市第四次男女平等推進計画 推進状況報告書

【評価基準について】

<主管課の自己評価>

A:順調または目標達成。

B:概ね順調。更に工夫しながら実施。

C:検討が必要。

D:極めて不十分。実施せず。

基本目標

基本施策

施策

	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定	令和元年度事業実績	評価	令和2年度事業予定
40	介護保険・医療・福祉の連携による介護サービスと生活支援の充実	介護保険サービス提供事業者と医療関係者の介護情報提供の仕組みを充実し、連携を強化する。	充実	事業者等	地域支援課	引き続き、在宅療養生活を支える医療・介護・福祉関係者の連携を強化するため、「在宅医療・介護連携推進事業」において、課題解決に向けた取組みを推進する。	「在宅医療・介護連携推進事業」において作成した、「入院時情報連携シート」を広く周知し、活用状況について調査を行った。また、退院時のサマリーの使用状況について、介護・医療・福祉関係者に調査を行った。	B	第3期健康福祉総合計画で、在宅療養生活を支える医療・介護・福祉関係者の連携の強化が課題とされているため、令和2年度も「在宅医療・介護連携推進事業」において、課題解決に向けた取組みを推進する。
					高齢者支援課	平成30年度の事業見直しに伴う混乱もなく順調に事業運営が図られたため、引き続き事業を継続し深夜等時間帯に医療ニーズが必要となる要介護者等の受入れ促進を図り、もって医療ニーズの高い単身高齢者等の在宅生活継続支援を図る。	平成30年7月支給分(国保連5月審査分)からの事業見直し後、令和元年度末時点での、24時間365日の連絡体制のある事業者を評価するインセンティブ有の件数が54.5%と過半数を超えた。事業見直しの趣旨が達せられる一方、インセンティブ有の構成比増に伴い支給額が増加傾向である点は課題である。令和3年度以降の本事業のあり方については、令和2年度中に実施する次期計画策定委員会において議論いただく。	A	医療ニーズの高い中重度の要介護高齢者の増加に伴い、訪問看護の給付費増は全国的な傾向となっているが、さらに当市では第7期事業計画期間(平成30年度～令和2年度)中の、看護小規模多機能型居宅介護・介護老人保健施設といった医療系施設等の基盤整備により、併設する訪問看護の増に伴い本事業費もさらに増加傾向となることが見込まれる点が課題である。令和3年度以降の本事業のあり方については、令和2年度中に実施する次期計画策定委員会において議論いただく。
					障害者福祉課	平成30年度と同様に参加し、介護保険、及び障害福祉の事業連携を図るとともに、職種の壁、男女の差のない協力体制を確立する。	在宅医療・介護連携推進協議会を開催し、介護保険、障害福祉の事業連携を図った。(親会3回、入退院時支援部会4回、多職種連携研修部会4回)	A	関係機関と密に連携をとり、多様な障害特性に対応できる地域医療体制を進めていく。
41	介護に関する相談体制と情報提供の充実	サービス相談調整専門員の一層の活用を図る。認知症相談や在宅介護・地域包括支援センター等窓口をさらに周知するとともに、24時間365日の相談体制を継続していく。	充実	市民	高齢者支援課	平成30年度にサービス相談調整専門員を増員し、相談体制の強化を図った。今年度はさらに、研修や実践をとおして、相談体制の質の向上を図る。	介護支援専門員資格を持つサービス相談調整専門員の増員により、より専門的な相談について対応した。	B	サービス相談調整専門員を活用し、相談対応の質の向上を目指す。

2 武藏野市第四次男女平等推進計画 推進状況報告書

基本目標									【評価基準について】 ＜主管課の自己評価＞ A:順調または目標達成。 B:概ね順調。更に工夫しながら実施。 C:検討が必要。 D:極めて不十分。実施せず。			
基本施策												
施策												
事業名		事業概要		区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定		令和元年度事業実績		評価	令和2年度事業予定
42	ダブルケア・トリプルケアへの支援や介護離職防止のための取組の検討	子と親、子と自分の親と配偶者の親など、複数の家族に対する介護や育児の担い手を支えるための取組を検討する。	継続	市民	高齢者支援課	市内の企業等に対して、認知症センター養成講座や介護保険・福祉サービスの仕組み等を伝える講座を実施し、就労者に対する情報提供を図る。	認知症相談や認知症センター養成講座を現役世代が参加しやすい休日や夜間の時間帯に実施したほか、子育てフェスティバルでダブルケア・トリプルケアの相談コーナーを設け、相談窓口の普及啓発を行った。		B	引き続き、認知症センター養成講座や介護保険・福祉サービスの仕組み等を伝える講座を実施し、就労者に対する情報提供を図る。		
					障害者福祉課	平成30年度と同様、会議に参加し関係機関との情報交換、連携により孤立防止に努める。	日中サービス支援型グループホームの開設に向けた取り組みを進めた。		B	日中サービス支援型グループホームが開設予定。(令和2年12月、定員20名)		
43	家族介護支援事業の拡充(事業19再掲)	介護の知識や対応方法が得られる講座や、相談・情報交換の機会を提供し、精神面と介護の負担軽減の面から家族介護者を支援する。	継続	市民	高齢者支援課	デイサービスセンターや在宅介護・地域包括支援センターで家族介護者の交流の場や介護講座等を実施する。また、実施主体の意見交換会を行い、方針を共有しつつ各実施主体の特徴を活かした事業を展開する。	家族介護者を対象とした事業を在宅介護支援センター6カ所、デイサービスセンター10カ所、合計16カ所で実施。また、実施主体の意見交換会も行い、方針を共有しつつ各機関の特徴を生かした事業を展開した。		B	引き続き、各在宅介護支援センター・デイサービスセンターで家族介護者の交流の場や介護講座等の実施を継続していく。また、実施主体の意見交換会も行い、方針を共有しつつ各機関の特徴を生かした事業を展開していく。		
基本施策4 あらゆる分野における女性の活躍の推進												
(1)政策・方針決定の場への女性の参画の促進(★)												
44	市役所内の審議会等における女性委員の割合の向上	市が設置する各種委員会への女性委員の参画を促進する。	継続	市	男女平等推進センター	各課宛て事務連絡の発出、庁内推進会議(幹事会)での協議等を行い女性委員の参画割合を高める。	庁内推進会議(幹事会)にて、各種委員会への女性委員の参画状況について確認し、参画促進を依頼した。		B	各課宛て事務連絡の発出、庁内推進会議(幹事会)での協議等を行い女性委員の参画割合を高める。		
45	市役所の女性管理職の登用推進	女性職員が管理職を目指しやすい環境整備を進め、管理職挑戦への動機付けとなるよう、女性活躍に関する研修や講演会の実施、自主研究グループの活動支援等を行う。	充実	市	人事課	引き続き、女性の登用の促進に関する研修等を職員に案内する。	・女性の登用の促進に関するセミナーに参加した。 ・育児休業中の職員に昇任試験の案内を個別に行い、受験を促した。		B	・女性の登用の促進に関する研修等を職員に案内する。 ・育児休業中の職員に対して昇任試験案内を個別に行う。		
46	女性教員の管理職試験受験の推奨	女性教員の管理職選考の受験を推奨する。	継続	市	指導課	教職員の配置は東京都教育委員会が行うが、市としては引き続き女性教職員の管理職選考の受験を奨励する。	令和元年度の女性の校長・副校長の割合は、36名中15名で41.7%である。令和2年度の割合は、36名中14名で38.9%である。		B	教職員の配置は東京都教育委員会が行うが、市としては引き続き女性教職員の管理職選考の受験を奨励する。		

2 武藏野市第四次男女平等推進計画 推進状況報告書

基本目標								【評価基準について】		
基本施策								<主管課の自己評価>		
施策								A: 講評または目標達成。	B: 概ね順調。更に工夫しながら実施。	
事業名		事業概要		区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定	令和元年度事業実績	評価	令和2年度事業予定
(2)女性の再就職支援・起業支援										
47	就職・再就職に関する情報収集・提供やキャリア形成支援	女性の就職や再就職について支援講座を実施する。また、ハローワーク・東京しごとセンターと連携し、就職情報の提供や相談会の開催を検討する。	継続	市民	産業振興課	三鷹市やハローワーク、東京しごとセンターとの共催で、託児付の再就職支援講座を目指す。	東京しごとセンターとの共催で、託児付きの女性の再就職パソコンセミナーを実施し、また三鷹市やハローワーク等との共催で、託児付の就職セミナー・面接会を実施した。	A	三鷹市等との共催で託児付きのセミナーを開催し、また、東京都、東京しごとセンター等による専門家の支援の情報を提供していく。	
					男女平等推進センター	引き続き、情報の収集・提供に努め、講座等を開催する。	講座「また働きたいあなたへ 女性のための再就職ナビ」(連続講座: 参加者延25人・託児延14人)、講座「育休ママ・パパのための職場復帰応援セミナー」(連続講座: 参加者延54人、託児延23人)を開催し意識啓発を行った。 ハローワークや都しごとセンターが実施する再就職講座などのチラシをセンターに配架した。	A	引き続き、情報の収集・提供に努め、講座等を開催する。	

2 武藏野市第四次男女平等推進計画 推進状況報告書

基本目標								【評価基準について】 <主旨課の自己評価> A:順調または目標達成。 B:概ね順調、更に工夫しながら実施。 C:検討が必要。 D:極めて不十分。実施せず。		
基本施策										
施策										
事業名		事業概要		区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定	令和元年度事業実績	評価	令和2年度事業予定
48	地域に根ざした起業・就労・地域支援に関する情報の提供や育成支援	起業や就労支援のため地元企業やNPO等による市民活動についての情報提供や融資あっせん、事業費助成などの育成支援を行う。総合的な人材確保・養成機関である「地域包括ケア人材育成センター」において、介護サービス事業者及び障害福祉サービス事業者の求人情報を提供する。	継続	市民/事業者等	産業振興課	・市制度融資、関係機関の事業の広報を行う。 ・むさしの創業サポートネットによる創業支援事業を実施する。	起業や就労支援のため地元企業やNPO等による市民活動についての情報提供や融資あっせん、事業費助成などの育成支援を行った。総合的な人材確保・養成機関である「地域包括ケア人材育成センター」において、介護サービス事業者及び障害福祉サービス事業者の求人情報を提供した。	B	起業や就労支援のための情報提供や融資あっせん、事業費助成などの支援を行う。	
					市民活動推進課	「武藏野市特定非営利活動法人補助金交付要綱」に基づき市内NPOの申請する公益活動を審査し補助金を交付する。(1団体1事業20万円まで。予算220万円)合わせて、補助金交付法人の交流会を実施する。フェイスブック「武藏野市市民活動かわら版」にて市民活動に関する情報提供を行う。	補助金申請件数11件、交付件数10件。12月に補助金交付団体の交流会を実施し各団体の活動情報を共有。フェイスブック「武藏野市市民活動かわら版」にて市民活動に関する情報提供を行った。	B	「武藏野市特定非営利活動法人補助金交付要綱」に基づき市内NPOの申請する公益活動を審査し補助金を交付する。フェイスブック「武藏野市市民活動かわら版」にて市民活動に関する情報提供を行う。	
					地域支援課	・「地域包括ケア人材育成センター」では、人材養成事業、研修・相談事業、就職支援事業、事業者・団体支援事業の4つの事業を柱に展開を図る。 ・就職支援事業、事業者・団体支援事業において、関係機関と連携し、就労希望者と事業者を結ぶ就職相談会を新たに実施するほか、福祉の仕事について普及・啓発を行う「お仕事フェア」を複数回実施していく。	・人材養成事業では、初任者研修及び認定ヘルパー養成研修、認定ヘルパーフォローアップ研修を実施。 ・研修・相談事業では、技術研修、認知症支援研修、潜在的有資格者研修、介護従事者の悩み相談室を実施。 ・就職支援事業では、ホームページにて従事者を募集する事業者を紹介した。 ・事業者・団体支援事業では、若年の介護職が情報共有や介護の仕事の普及啓発を考える「プロジェクト若ば」を実施、また管理者・経営者向け研修会を実施した。 ・プロジェクト若ばにて検討・準備し、令和2年3月に予定していた「お仕事フェア」は中止した。	B	・令和元年度と同様に、人材養成事業、研修・相談事業、就職支援事業、事業者・団体支援事業の4つの事業を柱に展開を図る。 ・喀痰吸引研修を新たに実施していく。	

2 武藏野市第四次男女平等推進計画 推進状況報告書

基本目標								【評価基準について】 ＜主管課の自己評価＞ A:順調または目標達成。 B:概ね順調。更に工夫しながら実施。 C:検討が必要。 D:極めて不十分。実施せず。		
基本施策										
施策										
事業名		事業概要		区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定	令和元年度事業実績	評価	令和2年度事業予定
(3)女性の地域活動・防災活動への参画促進										
49	地域リーダーの育成	地域福祉活動のリーダー養成を行う武藏野市民社会福祉協議会の活動を支援するとともに、参加促進のための情報提供を行う。	継続	市民	地域支援課	地域福祉ファシリテーター養成講座や地域社協運営委員研修等において活動者の支援を行う。また、「地域社協はじめて研修」を一般向けに行うことを予定する。	・地域福祉ファシリテーター養成講座(受講生4名) ・地域社協はじめて研修(地域社協活動歴が浅い人向けの説明会:14名) ・地域社協はじめて講座(一般向け:9名)	B	地域福祉ファシリテーター養成講座や地域社協運営委員研修等において、活動者の支援を行う。また、「地域社協はじめて研修」を関係団体向けに実施予定。 地域ファシリテーター養成講座は小金井市、三鷹市、ルートル学院大学と共同実施しているが、令和2年度より調布市も参加予定。市内地域福祉への理解を深めるために、武藏野市の受講生は事前オリエンテーションも実施する →地域福祉ファシリテーター養成講座は新型コロナウイルス感染症の影響により中止	
50	地域防災への女性の参画	避難所の運営等における男女平等の推進を図るために、女性の視点を取り入れた避難所運営手引きの作成や訓練を実施する。	充実	市民	防災課	引き続き子どもを持つ女性向けの防災講習等、各種訓練やイベントでの啓発活動を通じて、避難所運営や地域防災への女性参画を促進していく。 女性の視点を取り入れた避難所運営の手引きを周知し、避難所運営等における男女平等を推進する。	子どもを持つ女性向けの防災講習等の啓発活動を行い、避難所運営や地域防災への女性参画を促進した。	B	引き続き、子どもを持つ女性向けの防災講習等、各種訓練やイベントでの啓発活動を通じて、避難所運営や地域防災への女性参画を促進していく。 女性の視点を取り入れた避難所運営の手引きを周知し、避難所運営等における男女平等を推進する。	

2 武蔵野市第四次男女平等推進計画 推進状況報告書

【評価基準について】	
<主管課の自己評価>	
A:順調または目標達成。	
B:概ね順調。更に工夫しながら実施。	
C:検討が必要。	
D:極めて不十分。実施せず。	

基本目標							基本施策		
施策									
事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定	令和元年度事業実績	評価	令和2年度事業予定	
基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち（新規:1/継続:39/充実:2/見直し:1）									
基本施策1 配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援【武蔵野市第二次配偶者暴力対策基本計画】									
(1)暴力の未然防止と早期発見(★)									
51	配偶者等からの暴力の早期発見と発生防止	妊娠届時の面接や子ども家庭相談などを通じて配偶者等からの暴力の早期発見と発生防止に努める。	充実	市民	子ども家庭支援センター	引き続き、関係課と連携して、暴力の早期発見と未然防止に努める。	日頃から関係課と連携を取り、配偶者等からの暴力の早期発見と発生防止に努めた。	A	引き続き、関係課と連携して、暴力の早期発見と未然防止に努める。
					健康課	・生後約4か月までのすべての乳児を対象にこにちは赤ちゃん訪問を実施する。 ・各乳幼児健康診査や、訪問等の相談事業から、家族の相談に対応する。	・生後約4か月までのすべての乳児を対象にこにちは赤ちゃん訪問を実施した。訪問件数1,328件。 ・各乳幼児健康診査や、訪問等の相談事業から、家族の相談に対応した。	B	・生後約4か月までのすべての乳児を対象にこにちは赤ちゃん訪問を実施する。 ・各乳幼児健康診査や、訪問等の相談事業から、家族の相談に対応する。
52	若年世代への意識啓発	センター企画運営委員会と連携し、市内の学校の協力を得て「デートDV防止」をテーマに出前講座を実施する。	継続	市民	男女平等推進センター	センター企画運営委員会と連携し、引き続き、市内大学や高校等の協力を得て「デートDV」をテーマに出前講座を実施する。	男女平等推進センター企画運営委員会の企画で、成蹊大学と共に、大学生を中心に行方DVに関する公開出前講座を実施した(参加者140人)。デートDVカードを新たに市内図書館(中央・プレイス・吉祥寺)、市政センター(中央・吉祥寺・境)に配架した。また、成人式で新成人に配布し、啓発を行った。	A	センター企画運営委員会と連携し、引き続き、市内大学や高校等の協力を得て「デートDV」をテーマに出前講座を実施する。成人式などでデートDVカードを配布し、啓発を行う。
53	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施	市民団体と連携し、「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、パネル展示や講座を実施する。	継続	市民	男女平等推進センター	「女性に対する暴力をなくす運動」期間にパネル展示や関連講座等を実施する。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、市民会館・武蔵野プレイス・市役所にてパネル展示を行うとともに、DV防止啓発講座等を実施した。また、中央図書館・武蔵野プレイス・吉祥寺図書館において関連図書展示を行った。	B	「女性に対する暴力をなくす運動」期間にパネル展示や関連講座等を実施する。
54	男女平等推進情報誌「まなこ」における広報	男女平等推進情報誌「まなこ」において、DV防止啓発を継続して行う。	継続	市民	男女平等推進センター	引き続き「まなこ」で相談窓口等の広報を行う。	まなこで毎号市の女性総合相談、女性法律相談、にじいろ電話相談(性的指向・性自認に関する相談)窓口を広報した。にじいろ電話相談(性的指向・性自認に関する相談)については、「まなこ」108号特集「性の多様性を認め合うまちへ レインボーサンシャイン宣言」で、3駅ラック配架分に広報チラシをはさみ込みによる、情報提供も併せて行った。	B	引き続き「まなこ」で相談窓口等の広報を行う。

2 武藏野市第四次男女平等推進計画 推進状況報告書

基本目標								【評価基準について】 <主管課の自己評価> A:順調または目標達成。 B:概ね順調。更に工夫しながら実施。 C:検討が必要。 D:極めて不十分。実施せず。		
基本施策										
施策										
事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定		令和元年度事業実績		評価	令和2年度事業予定
(2)相談事業の充実(★)										
55	女性総合相談窓口の実施	健康、法律、家庭相談等の担当部署との連携を強化して問題の迅速な解決を図る。利用しやすい総合相談窓口機能を整備する。	継続	市民	男女平等推進センター	引き続き、女性法律相談を実施し、相談カードを配架するなど、利用しやすい総合相談窓口機能を整備する。	女性総合相談・女性法律相談を実施した。女性総合相談:毎月第1土曜13時～15時50分、第2金曜18時～20時50分、第4火曜9時～11時50分(56件)。女性法律相談:毎月第1土曜9時～11時50分(21件)。相談カードを新たに市内全コミュニティセンターに配架し普及啓発を行った。また、男女共同参画フォーラムパネル展示においても、相談カードを配架し周知を図った。	B	引き続き、女性総合相談・女性法律相談を実施し、相談カードを配架するなど、利用しやすい総合相談窓口機能を整備する。	
56	配偶者暴力に関する相談体制の整備	ひとり親家庭相談と女性総合相談窓口相互の円滑な連携を図るため、つなぎ方や相談の流れなどの情報共有等を行い、関係部署間の連携を図る。高齢者や障害のある被害者の対応については、関係課と調整・連携の上、支援を行う。	継続	市	男女平等推進センター	引き続き、子ども家庭支援センターとの円滑な情報共有を図る。また、高齢者や障害のある被害者の対応については、関係課と調整・連携のうえ、支援を行う。	子ども家庭支援センターの担当職員や相談員を交え、相談状況や内容に関する情報共有を行った。女性総合相談・女性法律相談を実施した。女性総合相談:毎月第1土曜13時～15時50分、第2金曜18時～20時50分、第4火曜9時～11時50分(56件)。女性法律相談:毎月第1土曜9時～11時50分(21件)。必要に応じて関係課と連携のうえ相談事業を行った。	B	引き続き、子ども家庭支援センターとの円滑な情報共有を図る。また、高齢者や障害のある被害者の対応については、関係課と調整・連携のうえ、支援を行う。	
57	配偶者暴力に関する外国人相談者の情報保障	外国人相談者への対応として、東京都や武藏野市国際交流協会など他機関との連携によりできるだけ母国語通訳の確保を目指す。	継続	市民	子ども家庭支援センター	平成31年度についても、通訳の報償金を予算措置した。引き続き、相談・支援情報の多言語での提供について検討していく。	・通訳の報奨金を予算措置したが、日本語での会話が困難な被害者の来所はなかった。 ・ウィメンズプラザ等外国语での支援が可能な機関の情報を収集した。	A	様々な言語を用いて柔軟に対応できるよう翻訳機を購入する。	

2 武藏野市第四次男女平等推進計画 推進状況報告書

【評価基準について】

<主管課の自己評価>

A:順調または目標達成。

B:概ね順調。更に工夫しながら実施。

C:検討が必要。

D:極めて不十分。実施せず。

基本目標

基本施策

施策

	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定	令和元年度事業実績	評価	令和2年度事業予定
58	配偶者暴力に関する相談窓口の周知	配偶者暴力被害者の早期相談を促すため、「女性相談カード」を市内公共施設等のトイレに貼付・配布し、相談窓口等を周知する。幅広い相談につなげるため、医療・民生委員など関係機関への窓口等の周知を図る。	継続	市民	男女平等推進センター	公共施設や民間施設の女性トイレに、作成した相談カードの配架を行う。医療・民生委員など関係機関への窓口等の周知を図る。	相談カードを新たに市内全コミュニティセンターに配架し、普及啓発を図った。	B	公共施設や民間施設の女性トイレに、作成した相談カードの配架を行う。医療・民生委員など関係機関への窓口等の周知を図る。
59	男性のための相談に関する情報提供	男性からの家庭や夫婦関係に関する相談等については東京ウィメンズプラザ等の適切な相談窓口の情報提供を行う。	継続	市民	男女平等推進センター	引き続き、男性方の家庭や夫婦関係に関する相談等について「まなこ」に相談先を掲載するほか、女性に対する暴力をなくす運動等でも情報提供を行う。	市ホームページ等で相談窓口を周知している。	A	市ホームページ等で相談窓口を周知する。
60	相談事業の成果を他の事業へ生かす体制づくり	相談によって表面化する問題点を全庁的な問題として取り上げ、関係部課の取組を推進する。	継続	市	男女平等推進センター	関係課や機関への情報提供等を行うと共に連携を図る。	男女平等推進センターと子ども家庭支援センターの担当職員や相談員を交え、女性総合相談や女性法律相談の実施状況に関する情報共有を行った。	A	関係課や機関への情報提供等を行うと共に連携を図る。

(3)安全の確保

61	被害者の安全の確保	迅速な対応が必要な場合は、東京都や警察等と連携し、一時保護するなど子どもも含めて被害者の安全確保を図る。	継続	市民	子ども家庭支援センター	引き続き、東京都や警察等と連携し、被害者の安全を確保する。	東京都や警察等と連携し、被害者の安全確保に努めた。 緊急一時保護: 8世帯12人	A	引き続き、東京都や警察等と連携し、被害者の安全を確保する。
62	被害者情報の保護	配偶者暴力被害者の安全を図るために、住民情報系システムにより、関係各課で情報共有し、加害者への情報の漏えいがないよう徹底した管理を行うとともに、引き続き、被害者保護の視点から職員研修を継続的に行う。	継続	市	子ども家庭支援センター	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていくとともに緊急を要する事例については個別に対応する。	住民情報系システムにより関係各課で情報を共有し、被害者情報の保護について徹底した。令和2年1月31日の庁内連絡会議で研修を実施し、DV被害者支援について理解を深めた。	A	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていくとともに緊急を要する事例については個別に対応する。
					情報管理課	引き続き住民情報系システムにおいてDV被害者情報を共有する。また、今年度新たに住民情報系システムを使用することになった職員を対象にしたセキュリティ研修にて、説明を行う。	住民情報系システムにおいてDV被害者情報を共有し、被害者情報の保護を行った。また、今年度新たに住民情報系システムを使用することになった職員対象のセキュリティ研修において、DV情報の共有と保護の重要性について説明を行った。	B	引き続き住民情報系システムにおいてDV被害者情報を共有する。また、今年度新たに住民情報系システムを使用することになった職員を対象にしたセキュリティ研修にて、説明を行う。

2 武藏野市第四次男女平等推進計画 推進状況報告書

【評価基準について】

<主管課の自己評価>

A:順調または目標達成。

B:概ね順調。更に工夫しながら実施。

C:検討が必要。

D:極めて不十分。実施せず。

基本目標							【評価基準について】			
基本施策										
施策		事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定	令和元年度事業実績	評価	令和2年度事業予定
(4)自立支援										
63	府内ネットワークによる被害者への円滑な支援	被害者の府内各課での手続きを円滑に支援するため、定期的に府内連絡会を開催し、情報共有を図る。	継続	市	子ども家庭支援センター	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていく。	令和2年1月31日に配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議を行った。被害者支援に必要な情報を共有した。	A	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていく。	
64	被害者の立場に立った支援	被害者の精神状態等の安定や二次被害の防止を図るため、相談員による同行支援等を通じて一貫した支援を引き続き行う。	継続	市	子ども家庭支援センター	相談員による同行支援等を通じ、一貫した支援を引き続き行う。	必要に応じて相談員による同行支援や連絡調整を行い、被害者の負担の軽減を図った。	A	相談員による同行支援等を通じ、一貫した支援を引き続き行う。	
65	被害者へのカウンセリングの検討	配偶者暴力被害を含めた女性相談において、医療機関や関係機関との連携を深め、必要に応じてカウンセリングなどのメンタルケアを行う体制を検討する。	継続	市/市民	男女平等推進センター	引き続き女性総合相談・女性法律相談を実施する。	女性総合相談のなかで、必要に応じて府内の相談先や支援機関を紹介するほか、関係部署に情報提供を行った。	B	引き続き女性総合相談・女性法律相談を実施する。	
					子ども家庭支援センター	引き続き、必要に応じて医療機関等への連携を図る。	医療ケアが必要と思われる被害者について、医療機関を紹介するまたは受診に同行する等の支援を行った。	A	引き続き、必要に応じて医療機関等への連携を図る。	
66	子どもに対する心理的援助	配偶者暴力が行われている家庭の子どもに対して、子ども家庭支援センター、学校、教育支援センター、保育園等関係機関と連携し子どもに対する継続的な心理的援助を行う。	継続	市/市民	男女平等推進センター	引き続き女性総合相談・女性法律相談を実施する。	女性総合相談のなかで、必要に応じて府内の相談先や支援機関を紹介するほか、関係部署に情報提供を行った。	B	引き続き女性総合相談・女性法律相談を実施する。	
					子ども家庭支援センター	関係機関と連携し、引き続き子どもに対する継続的な心理的援助を行う。	関係機関と連携し、心理的なケアを行った。	A	関係機関と連携し、引き続き子どもに対する継続的な心理的援助を行う。	
					教育支援課	引き続き教育相談を実施する。	教育相談の中で必要に応じて支援機関を紹介している。	B	引き続き教育相談を実施する。	
(5)推進体制の整備										
67	配偶者暴力被害者支援のための府内ネットワークの充実	武藏野市配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会が、被害者支援のネットワークとして機能するよう、情報共有、研修、マニュアルの随時見直しなどを、引き続き行っていく。	継続	市	子ども家庭支援センター	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていく。	配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議と実務担当者の合同会議を開催して連携強化を図るとともに、研修を実施して支援に必要な基礎知識を習得した。	A	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で情報共有、課題整理を行っていく。	

2 武藏野市第四次男女平等推進計画 推進状況報告書

基本目標									【評価基準について】 ＜主旨課の自己評価＞ A:順調または目標達成。 B:概ね順調。更に工夫しながら実施。 C:検討が必要。 D:極めて不十分。実施せず。	
基本施策										
施策										
	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定	令和元年度事業実績	評価	令和2年度事業予定	
68	東京都等との連携	東京都が行う近隣4市と管内警察との関係機関連絡会や相談員連絡会等において、関係機関との情報交換や連携を図る。	継続	市	子ども家庭支援センター	引き続き、関係機関連絡会や相談員連絡会等において、関係機関との情報交換や連携を図る。	東京都が実施する近隣市と警察との関係機関連絡会(1回)や相談員連絡会(12回)等において、関係機関との情報交換を行った。	A	引き続き、関係機関連絡会や相談員連絡会等において、関係機関との情報交換や連携を図る。	
69	外部の関係機関との連携	被害者への迅速な対応を図るため、外部関係機関と庁内各課との連携体制を検討する。	見直し	市	男女平等推進センター	引き続き、子ども家庭支援センターとの連携や情報共有に努める。	緊急性のある事案に関しては、外部関係機関と連携している子ども家庭支援センターにつなぐこととしているため、子ども家庭支援センターと情報共有を図った。	B	引き続き、子ども家庭支援センターとの連携や情報共有に努める。	
70	相談関係職員研修の充実	人権尊重及び男女平等推進の視点に立った相談を行うため、啓発や研修を行う。	継続	市	市民活動推進課	引き続き、人権に関する研修に職員を派遣する。	多摩東人権擁護委員協議会第2部会の研修(年3回)に各回職員1名を派遣した。また、(公財)人権教育啓発推進センターが主催する人権啓発指導者養成研修会(法務省委託・3日間)、「女性の人権」講義あり)及び東京都主催の人権学習指導者研修「人権課題研修」に、職員1名を派遣した。	A	多摩東人権擁護委員協議会第2部会の研修(年3回)に職員を派遣するほか、可能な範囲で、東京都等の関係機関が主催する人権研修に職員を派遣し情報収集を行うとともに、職員のスキル向上を図っていく。	
					男女平等推進センター	相談に関する理解を深めるため、引き続き東京都主催の相談員向けの研修に職員を派遣する。	都主催の男女平等の視点に立った研修に職員を1名派遣した。また、相談の委託先事業者への研修の情報提供を行った。	B	相談に関する理解を深めるため、引き続き東京都主催の相談員向けの研修に職員を派遣する。	
					子ども家庭支援センター	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、研修会等を行う。	配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議と実務担当者の合同会議(1月実施)において「DV被害者の支援にあたって」をテーマに研修を実施した。	A	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、研修会等を行う。	
71	相談担当職員の研修の充実	相談窓口等の相談員は他機関で実施する研修会等に積極的に参加し、継続的に支援スキルの向上を目指す。	継続	市	子ども家庭支援センター	引き続き、相談窓口等の相談員は他機関で実施する研修会等に積極的に参加し、継続的に支援スキルの向上を目指す。	東京ウィメンズプラザ、東京都ひとり親家庭支援センター、養育費相談支援センター等の主催する研修会、情報交換会や相談員の連絡会に出席し、相談・支援のスキルの習得に努めた。	A	引き続き相談窓口の相談員は他機関で実施する研修会等に積極的に参加し、継続的に支援スキルの向上を目指す。	

2 武藏野市第四次男女平等推進計画 推進状況報告書

【評価基準について】

<主管課の自己評価>

A:順調または目標達成。

B:概ね順調。更に工夫しながら実施。

C:検討が必要。

D:極めて不十分。実施せず。

基本目標

基本施策

施策

	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定	令和元年度事業実績	評価	令和2年度事業予定
72	配偶者暴力相談支援センターの機能充実	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく、配偶者暴力相談支援センターの機能の充実について検討する。	継続	市	男女平等推進センター	引き続き、センターの機能の充実について検討を行う。	女性総合相談、女性法律相談を実施するとともに、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、DV防止啓発講座、DV防止パネル展、市立図書館で関連図書展示を行うなど、配偶者暴力相談支援センターの機能充実に努めた。	B	引き続き、配偶者暴力相談支援センター機能の充実を進める。
					子ども家庭支援センター	配偶者暴力相談支援センターの機能充実について検討を行う。	東京ウィメンズプラザと情報を交換し、現状と課題について検討を行った。 暴力被害者の自立を促進するための支援を行い、緊急時には各機関と連携して一時保護をする等安全の確保に努めた。	B	引き続き、配偶者暴力相談支援センター機能の充実を進める。

基本施策2 性に関するハラスメントやストーカー等への対策

(1) 性に関するハラスメントやストーカー等への対策

73	性に関するハラスメントやストーカー、性暴力等の防止のための啓発	様々な機会を通して、事業者や市民に対して性に関するハラスメントやストーカー行為、性暴力等の防止についての啓発活動を行う。	継続	市民	男女平等推進センター	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ関連図書展示を行ったり、センターでセクハラやストーカー行為、性暴力等に関する新聞記事を掲示するなど、啓発活動を行う。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、セクシュアル・ハラスメントに関する図書の展示を行った。	B	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ関連図書展示を行ったり、センターでセクハラやストーカー行為、性暴力等に関する新聞記事を掲示するなど、啓発活動を行う。
74	ストーカー行為等の被害者に対する支援	ストーカー行為等の規制に関する法律の一部改正に基づき、ストーカー行為等の被害者に対する支援に努める。	継続	市/市民	子ども家庭支援センター	引き続き、市で行う犯罪被害者の支援の取組みについて周知する。職務関係者は研修に参加し、専門知識を習得する。	東京都で実施する研修に参加し、ストーカー行為とその支援に関する知識の習得に努めた。 相談支援実績：延べ3件	A	引き続き、職務関係者は研修に参加し、被害者に対する支援を行う。
75	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施(事業53再掲)	市民団体と連携し、「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、パネル展示や講座を実施する。	継続	市民	男女平等推進センター	「女性に対する暴力をなくす運動」期間にパネル展示や関連講座等を実施する。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、市民会館・武蔵野プレイス・市役所にてパネル展示を行うとともに、DV防止啓発講座等を実施した。また、中央図書館・武蔵野プレイス・吉祥寺図書館において関連図書展示を行った。	B	「女性に対する暴力をなくす運動」期間にパネル展示や関連講座等を実施する。

2 武藏野市第四次男女平等推進計画 推進状況報告書

基本目標								【評価基準について】 <主管課の自己評価> A:順調または目標達成。 B:概ね順調。更に工夫しながら実施。 C:検討が必要。 D:極めて不十分。実施せず。		
基本施策										
施策										
事業名		事業概要		区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定	令和元年度事業実績	評価	令和2年度事業予定
76	女性相談窓口の実施(事業55再掲)	健康、法律、家庭相談等の担当部署との連携を強化して問題の迅速な解決を図る。利用しやすい総合相談窓口機能を整備する。	継続	市民	男女平等推進センター	引き続き、女性法律相談を実施し、相談カードを配架するなど、利用しやすい総合相談窓口機能を整備する。	女性総合相談・女性法律相談を実施した。 女性総合相談:毎月第1土曜13時～15時50分、第2金曜18時～20時50分、第4火曜9時～11時50分(56件)。 女性法律相談:毎月第1土曜9時～11時50分(21件)。 相談カードを新たに市内全コミュニティセンターに配架し普及啓発を行った。また、男女共同参画フォーラムパネル展示においても、相談カードを配架し周知を図った。	B	引き続き、女性総合相談・女性法律相談を実施し、相談カードを配架するなど、利用しやすい総合相談窓口機能を整備する。	
77	図書館における情報提供(事業4再掲)	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動に合わせ、図書館で特設コーナーを設置するなど啓発に努める。	継続	市民	図書館	前年度と同内容の実施することを予定する。	11月～12月ミニトピックス「女性に対する暴力をなくす運動」中央図書館75冊、吉祥寺図書館42冊、武蔵野プレイス42冊を展示。	A	前年度と同内容の実施を予定。	
基本施策3 特に困難な状況にある人への支援										
(1)ひとり親家庭等への支援(★)										
78	ひとり親家庭の自立促進計画の見直し	ひとり親家庭へ効果的な支援を行うため、第五次子どももプラン武蔵野の策定時に計画の見直しを行う。	継続	市	子どもも家庭支援センター	第四次子どももプラン武蔵野に則り、引き続き体系的な支援を行う。ひとり親家庭アンケート調査の結果を踏まえ、第五次子どももプラン武蔵野の策定時に計画の見直しを行う。	第五次子どももプラン武蔵野の策定に合わせ、ひとり親家庭の自立促進計画の見直しを行った。	A	計画に基づき、引き続き体系的な支援を行う。	
79	ひとり親家庭への経済的支援	各種の手当、助成、福祉資金の貸付、就学援助により経済的な支援を行う。	継続	市民	子どもも家庭支援センター 教育支援課	引き続き、各種の手当、助成、各種福祉資金の貸付により経済的な支援を行う。 引き続き支給事業を実施する。	・対象者に児童扶養手当、児童育成手当及び医療費助成等を行った。 ・必要な世帯に各種福祉資金の貸付を行った。 ・就学援助制度については、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して援助を行った。 ・高等学校等修学支援事業において、高校生のいる世帯に対して入学にかかる費用や授業料以外の教育にかかる経費の負担を軽減するため、入学準備金、修学給付金の支給を行った。	A	引き続き、各種の手当、助成、各種福祉資金の貸付により経済的な支援を行う。 引き続き支給事業を実施する。	

2 武藏野市第四次男女平等推進計画 推進状況報告書

【評価基準について】

<主管課の自己評価>

A:順調または目標達成。

B:概ね順調。更に工夫しながら実施。

C:検討が必要。

D:極めて不十分。実施せず。

基本目標

基本施策

施策

	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定	令和元年度事業実績	評価	令和2年度事業予定
80	ひとり親家庭等への自立支援	職業訓練、求職支援、就業時のホームヘルプの提供など就労の支援を行う。また、生活困窮世帯の自立支援のため、伴走型の相談支援を行う。	継続	市民	子ども家庭支援センター	職業訓練や求職活動時・就業時のホームヘルプサービスの提供等を行いながら、総合的に自立支援を行う。	・自立支援教育訓練給付金支給実績 2件 ・ホームヘルプサービス利用実績 23世帯、1,039回	A	引き続き、職業訓練や求職活動時・就業時のホームヘルプサービスの提供等を行いながら、総合的に自立支援を行う。
					生活福祉課	生活福祉課が生活困窮世帯の初回の相談支援を行った後、生活保護には該当しないが、就労や債務整理等、支援が必要な世帯に対し、自立相談支援機関(武藏野市福祉公社)につなぎ、抱えている問題を整理し、計画的・継続的な相談支援を行う。	自立相談支援機関(武藏野市福祉公社)での相談支援は、延べ総件数1,493件(面接347件、訪問229件、電話917件)の活動実績があった。	A	引き続き、生活福祉課が生活困窮世帯の初回の相談支援を行った後、生活保護には該当しないが、就労や債務整理等、支援が必要な世帯に対し、自立相談支援機関(武藏野市福祉公社)につなぎ、抱えている問題を整理し、計画的・継続的な相談支援を行う。
81	自主グループの支援	ひとり親家庭の自立支援や孤立化防止のために相談や講座を通じて自主グループ支援などを検討する。	継続	市民	男女平等推進センター	引き続き、子ども家庭支援センターと共にひとり親家庭向けの相談や講座等を実施する。	子ども家庭支援センターとの共催で、シングルマザー座談会を2回行った(参加者延3人、託児延1人)。	B	引き続き、子ども家庭支援センターと共にひとり親家庭向けの相談や講座等を実施する。
82	ひとり親家庭等の子どもへの学習・生活支援	家庭訪問による学習・生活支援及び補習教室での学習支援を行う。	新規	市民	子ども家庭支援センター	引き続き、家庭訪問による学習・生活支援を行う。	10世帯に対し、家庭訪問による学習・生活支援を行った。	A	新たに参加者を募集をし、家庭訪問による学習・生活支援を行う。
					生活福祉課	生活保護及び児童扶養手当受給世帯等の生活困窮世帯の小学校3年生~高校生に対する補習教室型の学習支援をシルバー人材センター等への委託により実施し、基礎学力の向上を図り、貧困の連鎖を防止する。	従来の学習支援(教室型)シルバー人材センターの委託により実施(延べ1,247回)。更に少人数では対応困難な子どもに対応するため 学習支援(サポート型)をトライグループで新規に1教室(定員10名)を実施(289回)した。	B	学習支援(サポート型)は、令和元年度中にプロポーザルを実施し、定員10名2教室2ヶ所で実施。子ども2名に対しスタッフ1名で対応できるよう、スタッフ数を1教室4名から5名に増員して実施する。
83	ひとり親家庭の自立に向けた就業支援	ひとり親家庭の親が、継続的、安定的に就業できるように、きめ細かい就労支援を行う。	継続	市民	子ども家庭支援センター	ハローワーク等関係機関と連携して、きめ細やかな就労支援を行う。	母子・父子自立支援プログラム策定件数4件	A	ハローワーク等関係機関と連携して、きめ細やかな就労支援を行う。

2 武蔵野市第四次男女平等推進計画 推進状況報告書

【評価基準について】

<主管課の自己評価>

A:順調または目標達成。

B:概ね順調。更に工夫しながら実施。

C:検討が必要。

D:極めて不十分。実施せず。

基本目標

基本施策

施策

事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定	令和元年度事業実績	評価	令和2年度事業予定
(2)高齢者・障害者の方への支援								
84 「見守り・孤立防止ネットワーク」による安否確認体制の充実	「武蔵野市見守り・孤立防止ネットワーク」参加団体による、それぞれの通常業務の中での異変の発見・速やかな通報・相談窓口の周知の取組を進めるとともに、ひとり暮らし高齢者の増加等の課題に対応するため、連携強化を図る。	継続	市民/事業者等	高齢者支援課 障害者福祉課	見守り・孤立ネットワーク会議を年2回開催し、参加団体の見守りネットワーク強化を図っていく。 平成30年度と同様、会議に参加し関係機関との情報交換、連携により孤立防止に努める。	年2回開催。 第1回 令和元年7月23日(火) 第2回 令和2年1月28日(火) 関係機関団体及び庁内関係各課 計40団体の参加 会議に参加し、関係機関と孤立防止に向けた情報交換、情報共有を図った。	A A	見守り・孤立ネットワーク会議を年2回開催し、参加団体の見守りネットワーク強化を図っていく。 関係機関と連携、協力を図りながら、孤立防止に向けた取組みを進めしていく。
85 虐待防止の推進	虐待の早期発見及び適切な援助を行うために、高齢者及び障害者虐待防止連絡会議の開催、介護サービス事業者及びケアマネジャーに対する虐待に関する研修等を実施する。	継続	市民/事業者等	高齢者支援課 障害者福祉課	平成30年度に、養護者による虐待について事業所向けの研修会を2回実施した。引き続き今年度も事業所向け研修会を3回実施する。また、高齢者及び障害者虐待防止連絡会議についても引き続き開催し、関係機関の連携強化を図っていく。 平成30年度と同様、連絡会と地域協議会を2部構成で開催。障害者差別に関する情報を、高齢分野と共に理解を広げる。	「高齢者及び障害者虐待防止連絡会議」年2回開催。 第1回 令和元年7月10日(水) 第2回 令和2年1月30日(木) 事業所向けの研修を3回(7/10・7/24・12/16)行った。 施設養護者による虐待については、東京都の研修参加について周知した。 「高齢者及び障害者虐待防止連絡会議」を2回(7月、1月)開催し、虐待に関する情報提供と課題の共有を図った。	A	事業所向け研修会を3回実施する。また、高齢者及び障害者虐待防止連絡会議についても引き続き開催し、関係機関の連携強化を図っていく。
							A	関係機関と連携、協力を図りながら、障害者虐待の防止に向けた取組みを進めていく。

2 武藏野市第四次男女平等推進計画 推進状況報告書

【評価基準について】

<主管課の自己評価>

A: 順調または目標達成。

B: 概ね順調。更に工夫しながら実施。

C: 検討が必要。

D: 極めて不十分。実施せず。

基本目標								
基本施策								
施策								
	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定	令和元年度事業実績	評価
86	消費者被害の防止対策の推進	消費生活センター・安全対策課・高齢者支援課・障害者福祉課等の連携により、消費者被害の対象となりやすい高齢者や障害者への注意喚起や消費生活相談、在宅介護・地域包括支援センター・地域活動支援センター等での出前講座や消費生活展等での啓発を行う。	継続	市民	産業振興課	消費生活相談、出前講座、リーフレットの配布、悪質商法被害防止街頭キャンペーンを行う。 むさしのFMによる啓発放送、市報での啓発記事の掲載及び市ホームページにて情報提供を行う。	消費生活相談は1,261件を受けた。出前講座は6回の依頼を受け、述べ352人に啓発講座を行った。リーフレットは9月下旬に全戸配布を行った。悪質商法被害防止街頭キャンペーンは3月19日に吉祥寺駅周辺で実施予定だったが、コロナウイルス感染拡大を防止するため、中止した。その他、むさしのFMでの「かしこい消費者」の放送、市報のコラム「消費生活センター相談の窓口から」の掲載で、消費者被害防止の啓発を行った。	B
					高齢者支援課	年2回消費生活センター、安全対策課、警察署と消費者被害について情報交換会を開催。今年度も実施し、「安心安全ニュース」を隔月で発行、出前講座等を行い今年度も同様に実施し、見守り、注意喚起を促していく。	「武藏野市孤立防止ネットワーク連絡会議」(年2回開催)において、消費者被害についても情報交換を行った。 偶数月に「武藏野安心・安全ニュース」を発行し関係機関団体への周知を行った。	A
					障害者福祉課	引き続き、消費者被害の現状や問題点を把握し、正しい知識を得ることにより被害に巻き込まれないよう、市消費生活相談員を講師とする啓発講座の受講を障害関連施設職員、施設利用者に勧奨する。	広報誌「つながり」で、消費者被害に関する相談窓口の案内等を行った。	B
					安全対策課	振り込み詐欺対策として、自動通話録音機を300台購入し、警察署と連携し無償貸出しを行う。また、警察署等関係機関と連携し、各種イベント等を実施し、犯罪被害防止の啓発等の対策を講じる。	特殊詐欺対策として、自動通話録音機を340台購入し、市民への無償貸出しを行った。また、警察署と連携した各種啓発イベント、成人式でのチラシ配布、駅前広場での啓発横断幕の設置、金融機関ATM前の路面上面シート設置等を実施した。	B
87	心のバリアフリーの推進	共生社会の実現に向けて、地域において障害を正しく理解するための体系的な講習会を実施する。	継続	市民/事業者等	障害者福祉課	新たな団体への周知を図り、異なる障害理解の推進が行えるように出前講座を継続していく。	・障害者差別解消支援地域協議会を2回(7月、1月)開催し、差別解消に関する情報提供と課題の共有を図った。 ・「障害及び障害者理解研修事業」(都委託事業、都内で10回開催)について、市の障害事業所に周知を図った。 ・市内の小学校等計8団体に対し、心のバリアフリー啓発事業を実施した。延べ参加者数は1,079人。	A

2 武藏野市第四次男女平等推進計画 推進状況報告書

【評価基準について】	
<主旨課の自己評価>	
A:順調または目標達成。	
B:概ね順調。更に工夫しながら実施。	
C:検討が必要。	
D:極めて不十分。実施せず。	

基本目標		基本施策						【評価基準について】			
事業名		事業概要		区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定	令和元年度事業実績	評価	令和2年度事業予定	
基本施策4 女性の生涯にわたる健康施策の推進											
(1)各種健康診断の充実											
88	乳がん・子宮頸がん検診のあり方の検討と受診率向上	国の指針に基づき、精度の高い検診を実施し、新規受診者への啓発と受診率向上を目指す。また、乳がん自己検診法の普及について、乳幼児健診や女性対象の予防教室等で啓発を行う。	継続	市民	健康課	乳がん検診は、受診率向上と利便性を考慮し、今年度から対象者全員(前年度未受診者)に、受診券シールを5月末に一斉送付し、8月～9月頃に受診勧奨通知を送付する予定。子宮がん検診は、今年度も引き続き、対象者(前年度未受診者)に受診票を一斉送付し、8月～9月頃に受診勧奨通知の送付を予定している。	乳がん検診は、6月～2月に検診を実施した。今年度から対象者全員(前年度未受診者)に受診勧奨通知(受診券シール)を送付し、受診者数が平成30年度と比較して増加した。受診者数4,431件。子宮がん検診は、5月～12月に検診を実施した。不定期受診者に加え、途中転入者に勧奨はがきを送付した。受診者数7,710件。	B	令和元年度に引き続き、対象者全員に乳がん検診受診券シール及び子宮がん検診受診票を一斉送付することに加え、新たに女性のための託児付き3がんセット検診を開始することで利便性に考慮し、受診率の向上を目指す。		
89	母体ケアに関する事業の実施	妊娠期から産後までの継続した支援を目的に、母子保健事業「ゆりかごむさし」を実施。各事業を通じて母体の健康管理について啓発し、産後うつの早期発見や必要時関係機関との連携を図る。また、父親の母体への理解、子育ての参加促進を促す。	充実	市民	健康課	・妊娠届時の「ゆりかごむさしの面接」から産後の乳幼児健診等の母子保健事業、専門職による個別支援など継続的な支援を実施する。 ・産後に家族から十分な支援を受けられず、育児不安や体調不安等の悩みを抱える母子に対して産後ケア事業を実施した。令和元年6月から申請を受け付け、令和元年7月から開始した。利用者数延べ245名。	・妊娠届時の「ゆりかごむさしの面接」から産後の乳幼児健診等の母子保健事業、専門職による個別支援など継続的な支援を実施する。 ・産後に家族から十分な支援を受けられず、育児不安や体調不安等の悩みを抱える母子に対して産後ケア事業を実施した。令和元年6月から申請を受け付け、令和元年7月から開始した。利用者数延べ245名。	B	・妊娠届時の「ゆりかごむさしの面接」から産後の乳幼児健診等の母子保健事業、専門職による個別支援など継続的な支援を実施する。 ・産後に家族から十分な支援を受けられず、育児不安や体調不安等の悩みを抱える母子に対して産後ケア事業を実施する。		
90	健康をおびやかす様々な問題についての啓発活動	エイズ、性感染症、薬物乱用などの防止について、他関連機関と連携し、情報共有・提供を行う。	継続	市民	健康課	平成30年度に引き続き、啓発品や関係資料の配布・掲示を通して、市民に対して情報提供を行っていく。	薬物乱用防止は、令和元年度は計3回(6月:吉祥寺駅街頭、10月:薬剤師会主催「くすりと健康展」、11月:むさしの青空市)の活動の中で市民向けに啓発グッズを配布した。また、市内の中学生から啓発のためのポスターと標語を募集し、ポスターの優秀作品を市役所本庁舎に展示した。エイズや感染症については、ポスターやリーフレットを三師会等の関係機関に配布し情報提供を行った。	A	令和元年度に引き続き、啓発品や関係資料の配布・掲示を通して、市民に対して情報提供を行っていく。		

2 武藏野市第四次男女平等推進計画 推進状況報告書

【評価基準について】

<主管課の自己評価>

A:順調または目標達成。

B:概ね順調。更に工夫しながら実施。

C:検討が必要。

D:極めて不十分。実施せず。

基本目標							【評価基準について】	
基本施策							<主管課の自己評価>	
施策								
事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定	令和元年度事業実績	評価	令和2年度事業予定
91 骨粗じょう症予防事業の実施	骨粗じょう症予防教室を実施し、健康の保持増進を図る。	継続	市民	健康課	20歳～70歳までの5歳きざみの年齢の方を対象に4月と9月に健康教育や骨粗じょう症検診を合わせた骨粗じょう症予防教室を実施する。 各期につき4回実施、各回70名定員(計560名定員)	20歳～70歳までの5歳きざみの年齢の方を対象に4月と9月に健康教育や骨粗じょう症検診を合わせた骨粗じょう症予防教室を実施した。 各期につき4回実施。 利用者の合計326名	B	令和元年度に引き続き、申込み開始に合わせて受診勧奨通知を送付する。
(2)リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発								
92 リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報提供や啓発を行う。	男女平等推進センター等で、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報提供や啓発を行う。	継続	市民	男女平等推進センター	引き続き、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの情報提供や啓発を行う。	子育てフェスティバルにおいて、出前講座「～産後の女性のココロとカラダ～」を実施し啓発を行った(参加者30人)。	B	引き続き、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの情報提供や啓発を行う。
93 発達の段階を踏まえた性に関する指導の実施(事業9再掲)	子どもたちの発達の段階を踏まえて、学習指導要領に示された性に関する指導を行う。	継続	市民	指導課	引き続き、小学校での保健、中学校での保健分野などの学習とも関連させて、人権教育の視点に立った性に関する適正な指導を行うよう、周知・徹底する。	小学校では、体の発育・発達や思春期の体の変化について指導し、発育の違いなどについて肯定的に受け止めることが大切であることに触れた。中学校では、教科書を活用し、生殖に関わる機能の成熟について指導した。	B	引き続き、小学校での保健、中学校での保健分野などの学習とも関連させて、人権教育の視点に立った性に関する適正な指導を行うよう、周知・徹底する。
基本目標IV 男女平等推進の体制づくりに取り組むまち(新規:2/継続:9/充実:1/見直し:1)								
基本施策1 計画推進体制の整備・強化								
(1)「武藏野市男女平等の推進に関する条例」の定着の推進								
94 条例の理解に向けた取組	条例ガイドブック等を活用することにより、条例の周知・理解を図る。	新規	市民	男女平等推進センター	条例ワークブックを市立小学6学年全児童に配布し、条例の理解促進を図る。	条例ワークブックを市立小学6学年全児童に配布を行った。また、秘書広報課広報担当の実施した広報職員研修において、参加者に条例ガイドブックを配布し、条例の理解促進のための周知・啓発を行った。男女共同参画フォーラムパネル展示においても、条例ガイドブックを配架し普及啓発を行った。	A	条例ワークブックを市立小学6学年全児童に配布すると伴に、条例ガイドブックにおいては、市立中学校3学年全生徒に配布することにより、条例の理解促進を図る。

2 武藏野市第四次男女平等推進計画 推進状況報告書

【評価基準について】

<主幹課の自己評価>

A:順調または目標達成。

B:概ね順調。更に工夫しながら実施。

C:検討が必要。

D:極めて不十分。実施せず。

基本目標

基本施策

施策

事業名

事業概要

区分

事業の対象者

主管課

令和元年度事業予定

令和元年度事業実績

評価

令和2年度事業予定

(2) 市民参加による男女平等の推進

95	むさしの男女平等推進市民協議会など市民活動の支援	むさしの男女平等推進市民協議会をはじめ男女平等推進登録団体等に対し、補助・事業委託・情報提供等を通じて、活動の支援や連携の促進を図り、男女平等推進への理解を深め、良きパートナーとしての関係を築く。	継続	事業者等	男女平等推進センター	センター企画運営委員会との協働を進めるとともに、引き続き、男女平等推進登録団体に対し、補助事業や交流会等の支援を行う。	登録団体を中心に団体交流会を実施した(参加5人、託児1人)。また、男女平等推進登録団体へ、活動補助金を交付し、活動支援を行った(計7団体)。なお、2団体の補助金講座については、新型コロナウイルス感染症感染・拡大防止のため、開催自体は中止している。	B	センター企画運営委員会との協働を進めるとともに、引き続き、男女平等推進登録団体に対し、補助事業や交流会等の支援を行う。
96	男女平等推進審議会の運営	計画策定及び計画の進捗状況の点検評価や課題解決のため男女平等推進審議会を設置運営する。	継続	事業者等	男女平等推進センター	引き続き、男女平等推進審議会を設置し計画の進捗状況の評価を行う。	武藏野市男女平等の推進に関する条例に基づき、男女平等推進審議会を設置し、第三次男女共同参画計画(平成30年度実績分)の実施状況の評価等を行った。	B	引き続き、男女平等推進審議会を設置し計画の進捗状況の評価を行う。
97	男女平等推進センター企画運営委員会の運営	地域から広く意見を求めるため、市民や関係団体等から構成される企画運営委員会を設置し、協働・連携しながらセンター運営を行う。	新規	事業者等	男女平等推進センター	男女平等推進センター企画運営委員会を設置し、第四次男女平等推進計画に沿った講座の企画・運営に関する協議及び検討を行う。	男女平等推進センター企画運営委員会を設置し、講座「子どもたちに平等な未来を!」の開催準備を進めたが、新型コロナウイルス感染症感染・拡大防止のため開催を中止した。	B	男女平等推進センター企画運営委員会を設置し、第四次男女平等推進計画に沿った講座の企画・運営に関する協議及び検討を行う。

(3) 庁内推進体制の整備

98	庁内推進会議の運営	計画の掲げる事業の進行管理を行い、男女平等推進審議会の提言を参考に、新たな課題解決に向け協議する。	継続	市	男女平等推進センター	庁内推進会議と同幹事会を開催し、第四次男女平等推進計画の進行管理等を行う。	庁内推進会議と同幹事会を開催し、第三次男女共同参画計画の進行状況実績(平成30年度)及び第四回男女平等推進計画事業予定(令和元年度)について、管理を行った。	B	庁内推進会議と同幹事会を開催し、第四次男女平等推進計画の進行管理等を行う。
99	事業の進捗状況調査及び市民への公開	市は進捗状況調査報告書を作成し、公表するとともに、男女平等推進審議会で報告する。	継続	市民	男女平等推進センター	第三次男女共同参画計画の平成30年度事業実績及び令和元年度第四次男女平等推進計画の事業予定を取りまとめ、庁内会議及び推進審議会の資料とする。	第三次男女共同参画計画の平成30年度事業実績及び令和元年度第四次男女平等推進計画の事業予定調査を実施し、男女平等推進審議会及び庁内推進会議に報告するとともに、市HP等で公表した。	B	第三次男女共同参画計画の平成30年度事業実績及び令和元年度第四次男女平等推進計画の事業予定を取りまとめ、庁内会議及び推進審議会の資料とする。

2 武藏野市第四次男女平等推進計画 推進状況報告書

【評価基準について】

<主管課の自己評価>

A:順調または目標達成。

B:概ね順調。更に工夫しながら実施。

C:検討が必要。

D:極めて不十分。実施せず。

基本目標									【評価基準について】		
基本施策											
施策											
事業名		事業概要		区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定		令和元年度事業実績	評価	令和2年度事業予定
100	人材育成の推進	市職員が男女平等推進に関する理解を深め、それぞれの業務について男女平等の視点でも捉えられるように各種研修を行う。	継続	市	人事課	引き続き、男女平等推進担当と共に全庁向けの研修を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 男女平等推進センターと共にLGBTや多様性理解のための職員研修を実施した。 課長補佐級・係長級の職員を対象としたハラスメント防止研修を実施した。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 男女平等推進担当と共に全庁向けの研修を実施する。 職層別のハラスメント防止研修を実施する。 		
					男女平等推進センター	引き続き、職員研修会を実施する。	管理職を対象とした「LGBTや多様性理解のための職員研修」を開催した(参加者92人含む)。		A	引き続き、職員研修会を実施する。	
(4)男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実(★)											
101	男女平等推進センター「ヒューマンあい」の機能充実	男女平等推進センター「ヒューマンあい」において、相談機能や配偶者暴力相談支援センター機能を担うなど男女平等の推進拠点として機能充実を図る。	見直し	市	男女平等推進センター	引き続き、センターの機能整備を行うほか、女性法律相談を実施し、相談機能の充実を図る。	引き続き、女性総合相談事業・女性法律相談を実施した。また、新たにむさしのにじいろ電話相談(性的指向・性自認に関する相談)を開始した(令和元年10月)。	B	引き続き、女性総合相談・女性法律相談・むさしのにじいろ電話相談(性自認・性的指向に関する相談)を実施し、相談機能の充実を図る。		
102	各種講座等の実施	男女平等推進に関する課題解決に向けた各種講座を、市民団体や関係機関との連携を図りながら実施する。	継続	市民	男女平等推進センター	各種講座等を、企画運営委員会や関係機関との連携を図り実施する。	男女平等推進センター及び男女平等推進センター企画運営委員会が、子ども家庭支援センターとの連携も図りつつ、多彩なテーマの講座(原則託児付)を開催し、男女平等意識の啓発を行った(22企画、28講座、参加者延804人、託児の延123人)。	B	各種講座等を、企画運営委員会や関係機関との連携を図り実施する。		
103	講座修了者のフォローアップ支援	男女平等推進センター「ヒューマンあい」講座の参加者に、関連図書を紹介する、団体活動の情報提供を行うなど、フォローアップを図る。	継続	市民	男女平等推進センター	講座修了者の意向に配慮して、関連図書情報や講座案内等を行う。	講座修了者への関連情報の提供により、8名のまなこサポーターへの参画につながった。また、団体活動の情報提供により、新たに1団体の登録団体の結成につながった。	A	講座修了者の意向に配慮して、関連図書情報や講座案内等を行う。		

2 武藏野市第四次男女平等推進計画 推進状況報告書

【評価基準について】

<主管課の自己評価>

A:順調または目標達成。

B:概ね順調。更に工夫しながら実施。

C:検討が必要。

D:極めて不十分。実施せず。

基本目標

基本施策

施策

事業名

事業概要

区分

事業の対象者

主管課

令和元年度事業予定

令和元年度事業実績

評価

令和2年度事業予定

(5)男女平等推進情報誌等の発行と周知

104 男女平等推進情報誌「まなこ」の発行と周知(事業5再掲)

男女平等の推進を図るために、男女平等推進情報誌「まなこ」を発行するほか、市報でとりあげるなど広く周知を図ることにより、認知度を向上させる。

継続

市民

男女平等推進センター

引き続き、第四次男女平等推進計画の課題に沿ったテーマについて、「まなこ」を発行する。また、市報に掲載を行い、「まなこ」の認知度を上げる。

「まなこ」は特集として、106号「第四次男女平等推進計画」、107号「それぞれのキャリア」、108号「性の多様性を認め合うまちへレインボーグルサシノシ宣言」を取り上げ発行した。また、市報5月1日号で第四次男女平等推進計画の策定についての特集を掲載し、計画の基本目標と併に、「まなこ」について情報提供を行った。市民会館文化祭において、パネル展示を実施し、まなこの紹介をした。その他、各種パネル展示で「まなこ」を配架し、認知度を上げる取り組みを行った。センターの活動内容を「活動レポートとして報告した。

B

引き続き、第四次男女平等推進計画の課題に沿ったテーマについて、「まなこ」を発行する。また、市報に掲載を行い、「まなこ」の認知度を上げる。

基本施策2 男女平等の視点に立った表現の浸透

(1)メディア・リテラシーの向上

105 メディア・リテラシーを高める学習や講座の開催

地域の大学等の協力を得て講座等を開催するほか、公立学校においては、情報モラル教育の一層の充実を図る。

継続

市民

生涯学習スポーツ課

武藏野地域五大学等の協力を得て講座等を開催する。

武藏野地域五大学の協力を得て、自由大学講座2講座、武藏野市寄付講座5講座、武藏野地域五大学共同講演会6講演会、武藏野地域五大学共同教養講座全20回などを実施した。該当する講座としては、地域自由大学正規科目、成蹊大学において、「メディア・リテラシー論」を実施。

A

武藏野地域五大学等の協力を得て講座等を開催する。

指導課

引き続き、教職員のリテラシーの向上を図るとともに、児童・生徒の情報モラル教育の充実を図る。

メディアリテラシーに関する各校の授業実践等について情報共有し、教職員のリテラシー向上を図るとともに、SNS学校ルールやSNS家庭ルールづくり等、児童・生徒の情報モラル教育の充実を図った。

B

引き続き、教職員のリテラシーの向上を図るとともに、児童・生徒の情報モラル教育の充実を図る。

男女平等推進センター

講座「夜活★むさしのメディア塾」を実施する。

講座「夜活★むさしのメディア塾」の開催はできなかつたが、職員向け秘書広報課広報担当の開催した研修において、男女平等推進条例ガイドブックを配布のうえ、要点説明をすることで、市広報物における男女の視点の重要性について意識啓発を行った。

C

メディア・リテラシー意識啓発のための講座などを実施する。

2 武藏野市第四次男女平等推進計画 推進状況報告書

基本目標									【評価基準について】	
基本施策									<主管課の自己評価>	
施策									A:順調または目標達成。	
									B:概ね順調。更に工夫しながら実施。	
									C:検討が必要。	
									D:極めて不十分。実施せず。	
事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定	令和元年度事業実績	評価	令和2年度事業予定		
106 行政刊行物の表現の見直し	市が発行する刊行物等について、「手引き」などを作成し、人権尊重、男女平等の視点から適切な表現をするよう努める。	充実	市	秘書広報課 男女平等推進センター	現在の刊行物等における現存ルールを整理するとともに、関連する国のガイドラインなどとの整合性のある手引きとなるよう内容の検討・精査を進める。 都内で表現ガイドラインを作成している自治体に、作成方法などをヒアリングすることとともに、秘書広報課と手引き作成に向け検討を進める。	現在、秘書広報課で所管している刊行物における表現のルールを整理し、そのルールを令和2年2月実施の全庁向けの説明会(広報実務説明会:男女平等担当協力)のもと周知を図った。 職員向け秘書広報課広報担当の開催した研修開催方法検討にあたり、秘書広報課広報担当と重視する視点について協議を行った。また、研修時に、男女平等推進条例ガイドブックを配布のうえ、要点説明することで、市広報物における男女の視点の重要性について意識啓発を行った。	B C	令和元年度に引き続き、各課から相談のあった場合は、令和元年度に行なった説明会資料に基づき助言するほか、説明会の内容を全庁にさらに浸透させる方法について検討し、実施する予定である。 表現ガイドライン作成に向け、具体的な検討を進める。		

武藏野市第四次男女平等推進計画 数値目標推進状況

基本目標	指標	計画策定時の値		目標値 R5	根拠及び確認	主管課
		H29	R1末			
基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち	男女共同参画週間事業参加団体(団体数)	11団体	9団体	15団体	男女共同参画週間事業報告書	男女平等推進センター
	ワーク・ライフ・バランスを知っている人の割合(%)	57.1%	57.1% ^{※1}	70%	市民意識調査	男女平等推進センター
	市役所内の審議会等における女性委員の割合(%)	50.3% ^{※2}	48.1% ^{※3}	50%	男女平等推進計画推進状況調査	男女平等推進センター
	市役所職員一人当たりの年間超過勤務時間数(時間)【新規】	213.2時間	213.0時間	150時間	特定事業主行動計画	人事課
	市役所内における女性管理職の割合(%)	11.4% ^{※2}	12.7%	20.0%	特定事業主行動計画	人事課
	市役所内における男性の育児休業の取得率(%)	55.0%	66.7%	60.0%	特定事業主行動計画	人事課
	市役所内における男性の出産支援休暇の取得率(%)	95.0%	100%	100%	特定事業主行動計画	人事課
基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち	病後児保育(人・か所数)	875人 2カ所	902人(延人数) 3カ所	3,840人日 3カ所	子どもプラン武蔵野	子ども育成課
	一時保育事業(幼稚園型)(人・か所数)	46,862人 13か所	46,999人 13か所	68,000人 13か所	子どもプラン武蔵野	子ども育成課
	一時保育事業(その他)(人・か所数)	5,965人 6か所	6,606 7か所	12,320人 7か所	子どもプラン武蔵野	子ども育成課
	保育定員(認可保育所)(人・か所数)	1,902人 20か所	2,567人 29か所	2,969人 35か所	子どもプラン武蔵野	子ども育成課
	「DV防止法」を知っている人の割合(%)	35.0% ^{※4}	35.0% ^{※1}	60%	市民意識調査	男女平等推進センター
基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち	女性総合相談・法律相談を知っている人の割合(%)	16.7% ^{※5}	16.7% ^{※1}	25%	市民意識調査	男女平等推進センター
	学校におけるデートDV防止出前講座(校数)	4校	4校	6校	男女平等推進計画推進状況調査	男女平等推進センター
	乳がん検診受診率(%)	14.4%	26.3%	50%	健康推進計画	健康課
	子宮がん検診受診率(%)	34.7%	34.8%	50%	健康推進計画	健康課
	「男女平等推進に関する条例」を知っている人の割合(%) 【新規】	23.7%	23.7% ^{※1}	50%	市民意識調査	男女平等推進センター
基本目標Ⅳ 男女平等推進の体制づくりに取り組むまち	男女平等推進センターを知っている人の割合(%)	16.3%	16.3% ^{※1}	25%	市民意識調査	男女平等推進センター
	「まなこ」を知っている人の割合(%)	26.0%	26.0% ^{※1}	35%	市民意識調査	男女平等推進センター

※ 1 「市民意識調査(平成29年度)」調査結果

※ 2 平成29年4月1日時点

※ 3 平成31年4月1日時点

※ 4 「配偶者暴力防止法」を知っている人の割合

※ 5 「女性総合相談」のみを知っている人の割合

3 武蔵野市における委員会・審議会等への女性の参画状況

令和2(2020)年4月1日現在

1. 議会

No.	名称	令和2(2020)年4月1日			平成31(2019)年4月1日			根拠法
		総委員数	女性委員数	割合(%)	総委員数	女性委員数	割合(%)	
1	市議会	26	12	46.2%	25	11	44.0%	憲法

2. 行政委員会・委員 地方自治法第180条の5に定めるもの

No.	名称	令和2(2020)年4月1日			平成31(2019)年4月1日			根拠法
		総委員数	女性委員数	割合(%)	総委員数	女性委員数	割合(%)	
1	教育委員会	5	1	20.0%	5	1	20.0%	地方教育行政の組織の運営に関する法律
2	監査委員	2	0	0.0%	2	1	50.0%	地方自治法
3	選挙管理委員会	4	1	25.0%	4	2	50.0%	地方自治法
4	農業委員会	14	3	21.4%	14	3	21.4%	農業委員会等に関する法律
5	固定資産評価審査委員会	6	2	33.3%	6	2	33.3%	地方税法
委員数 小計		31	7	22.6%	31	9	29.0%	

3. 付属機関 法律又は条例で設置しているもの(地方自治法第138条の4、第202条の3)

No.	名称	令和2(2020)年4月1日			平成31(2019)年4月1日			根拠法
		総委員数	女性委員数	割合(%)	総委員数	女性委員数	割合(%)	
1	公務災害補償等審査会	3	1	33.3%	3	1	33.3%	武蔵野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害等に関する条例
2	個人情報保護審議会	8	4	50.0%	8	3	37.5%	武蔵野市個人情報保護条例
3	情報公開委員会	7	2	28.6%	7	3	42.9%	武蔵野市情報公開条例
4	情報公開・個人情報保護審査会	5	1	20.0%	5	1	20.0%	武蔵野市情報公開条例
5	行政不服審査会	5	1	20.0%	5	1	20.0%	武蔵野市行政不服審査に関する条例
6	コミュニティ評価委員会	6	2	33.3%	6	2	33.3%	武蔵野市コミュニティ条例
7	男女平等推進審議会	11	7	63.6%	11	7	63.6%	武蔵野市男女平等の推進に関する条例
8	男女平等に関する苦情処理委員会	3	2	66.7%	3	2	66.7%	武蔵野市男女平等の推進に関する条例
9	国民健康保険運営協議会	17	6	35.3%	17	6	35.3%	国民健康保険法
10	環境浄化審議会	7	2	28.6%	6	3	50.0%	武蔵野市環境浄化に関する条例
11	生活安全会議	5	2	40.0%	5	2	40.0%	武蔵野市生活安全条例
12	生活安全対策推進協議会	27	4	14.8%	27	5	18.5%	武蔵野市生活安全条例
13	国民保護協議会	28	3	10.7%	28	4	14.3%	武蔵野市国民保護協議会条例
14	国民保護協議会幹事会	0	0	0.0%	0	0	0.0%	武蔵野市国民保護協議会条例

15	防災会議	28	3	10.7%	28	4	14.3%	災害対策基本法・武蔵野市防災会議条例
16	消防団員賞じゅつ金審査委員会	4	0	0.0%	4	0	0.0%	武蔵野市消防団員賞じゅつ金支給条例
17	環境市民会議	15	4	26.7%	15	4	26.7%	武蔵野市環境基本条例
18	廃棄物に関する市民会議	10	4	40.0%	14	5	35.7%	武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例
19	民生委員推薦会	14	10	71.4%	14	8	57.1%	民生委員法
20	介護認定審査会	74	22	29.7%	74	22	29.7%	介護保険法
21	障害者福祉センター運営協議会	13	6	46.2%	13	6	46.2%	武蔵野市障害者福祉センター条例
22	障害支援区分認定審査会	16	7	43.8%	16	7	43.8%	武蔵野市障害支援区分認定審査会条例
23	保健センター運営委員会	12	4	33.3%	12	3	25.0%	武蔵野市立保健センター条例
24	子どもプラン推進地域協議会	19	6	31.6%	19	6	31.6%	次世代育成支援対策推進法および子ども・子育て支援法
25	子育て支援ネットワーク会議	41	14	34.1%	41	15	36.6%	武蔵野市児童虐待の防止及び子育て家庭への支援に関する条例
26	青少年問題協議会	31	12	38.7%	31	13	41.9%	武蔵野市青少年問題協議会条例
27	まちづくり委員会(景観専門委員含む)	10	4	40.0%	10	4	40.0%	武蔵野市まちづくり条例
28	都市計画審議会	15	4	26.7%	15	4	26.7%	都市計画法
29	建築審査会	6	0	0.0%	6	0	0.0%	建築基準法
30	交通安全対策会議	9	1	11.1%	9	1	11.1%	交通安全対策基本法
31	自転車等駐車対策協議会	15	1	6.7%	15	2	13.3%	武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例
32	建築紛争調停委員会	2	1	50.0%	3	1	33.3%	武蔵野市中高層建築物の建築に係る紛争と調整に関する条例
33	財産価格審議会	9	2	22.2%	9	2	22.2%	武蔵野市財産価格審議会条例
34	文化財保護委員	10	2	20.0%	10	2	20.0%	武蔵野市文化財保護条例
35	スポーツ推進委員	28	16	57.1%	26	13	50.0%	スポーツ基本法
36	社会教育委員の会議	12	5	41.7%	11	6	54.5%	武蔵野市社会教育委員に関する条例
37	市民会館運営委員会	9	3	33.3%	9	3	33.3%	武蔵野市市民会館条例、同施行規則
38	歴史公文書等管理委員会	5	1	20.0%	5	1	20.0%	武蔵野市歴史公文書等の管理に関する条例、武蔵野市歴史公文書等管理委員会規則
委員数 小計		539	169	31.4%	540	172	31.9%	

4. その他の審議会等 要綱などにより設置されている長の私的諮問機関等

No.	名称	令和2(2020)年4月1日			平成31(2019)年4月1日			根拠法
		総委員数	女性委員数	割合(%)	総委員数	女性委員数	割合(%)	
1	財政援助出資団体経営懇談会	15	2	13.3%	14	1	7.1%	武藏野市財政援助出資団体経営懇談会設置要綱
2	第六期長期計画策定委員会				11	4	36.4%	武藏野市第六期長期計画策定委員会設置要綱
3	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた武藏野市実行委員会	102	14	13.7%	100	14	14.0%	要綱なし(会則のみ)
4	武藏野桜まつり実行委員会	22	4	18.2%	21	3	14.3%	武藏野桜まつり実行委員会設置要綱
5	公益通報委員会	4	0	0.0%	4	0	0.0%	武藏野市職員等の公益通報に関する要綱
6	コミュニティセンター事業費等検討委員会	8	3	-	8	3	37.5%	武藏野市コミュニティセンター事業費等検討委員会要綱
7	特定非営利活動法人補助金交付審査会	3	2	66.7%	3	2	66.7%	武藏野市特定非営利活動法人補助金交付要綱
8	美術資料収集選定委員会	3	1	33.3%	3	1	33.3%	武藏野市美術資料収集選定委員会設置要綱
9	非核都市宣言平和事業実行委員会	12	6	50.0%	11	4	36.4%	武藏野市非核都市宣言平和事業実行委員会設置要綱
10	武藏野市立男女平等推進センター企画運営委員会	9	8	88.9%	9	8	88.9%	武藏野市立男女平等推進センター企画運営委員会設置要綱
11	多様性の尊重に関する庁内研究会	16	3	18.8%				武藏野市多様性の尊重に関する庁内研究会設置要綱
12	生活安全会議幹事会	18	1	5.6%	18	2	11.1%	武藏野市生活安全条例施行規則
13	市民安全パトロール隊委員会	14	0	0.0%	14	0	0.0%	武藏野市市民安全パトロール隊委員会設置要綱
14	ごみ減量資源化推進事業者認定表彰委員会	5	1	20.0%	5	1	20.0%	武藏野市ごみ減量資源化推進事業者認定表彰委員会設置要綱
15	武藏野市ごみ収集の在り方等検討委員会				18	8	44.4%	武藏野市ごみ収集の在り方等検討委員会設置要綱
16	武藏野クリーンセンター運営協議会	10	5	50.0%	10	5	50.0%	武藏野クリーンセンター運営協議会採業に係る細目
17	健康福祉総合計画・地域共生社会推進会議	12	4	33.3%	12	3	25.0%	武藏野市健康福祉総合計画推進会議設置要綱
18	社会を明るくする運動実行委員会(実務担当者)	29	11	37.9%	29	9	31.0%	社会を明るくする運動武藏野市設置要綱
19	武藏野市在宅医療・介護連携推進協議会	18	8	44.4%	18	8	44.4%	武藏野市在宅医療・介護連携推進協議会設置要綱
20	武藏野市シニア支え合いポイント制度推進協議会	8	6	75.0%	8	6	75.0%	武藏野市シニア支え合いポイント制度推進協議会設置要綱
21	地域包括ケア推進協議会	19	8	42.1%	19	9	47.4%	武藏野市地域包括ケア推進協議会設置要綱
22	テンミリオンハウス事業採択評価委員会	9	3	33.3%	9	3	33.3%	武藏野市テンミリオンハウス事業採択評価委員会設置要綱
23	障害者就労支援センター運営協議会	7	3	42.9%	7	2	28.6%	武藏野市障害者就労支援センター運営協議会設置要綱
24	武藏野市地域自立支援協議会	15	9	60.0%	15	9	60.0%	武藏野市地域自立支援協議会設置要綱
25	献血推進協議会	22	7	31.8%	22	7	31.8%	武藏野市献血推進協議会設置要綱
26	市民用病床運営協議会	9	1	11.1%	9	1	11.1%	武藏野市市民用病床運営協議会設置要綱
27	予防接種対策委員会	7	1	14.3%	7	2	28.6%	武藏野市予防接種対策委員会規則
28	すくすく泉事業採択・評価委員会	6	4	66.7%	6	4	66.7%	武藏野市すくすく泉事業実施要綱
29	武藏野市就学前施設におけるリスクマネジメント委員会	7	4	57.1%	6	3	50.0%	武藏野市就学前施設におけるリスクマネジメント実施要綱
30	青少年善行表彰選考委員会	11	4	36.4%	11	5	45.5%	武藏野市青少年善行表彰及び奨励事業実施要綱

31	地域子ども館事業推進会議	282	237	84.0%	293	253	86.3%	武藏野市地域子ども館事業推進会議運営要綱
32	子どもを守る武藏野連絡会	18	3	16.7%	18	6	33.3%	武藏野市子どもを守る武藏野連絡会設置要綱
33	武藏野市バリアフリーネットワーク会議	25	6	24.0%	20	3	15.0%	武藏野市バリアフリーネットワーク会議設置要綱
34	武藏野市バリアフリー改訂委員会	9	2	22.2%				武藏野市バリアフリー改定委員会設置要綱
35	三鷹駅北口交通環境基本方針策定アドバイザー委員会	4	0	0.0%				三鷹駅北口交通環境基本方針策定アドバイザー委員会設置要綱
36	吉祥寺グランドデザイン改定委員会				18	3	16.7%	吉祥寺グランドデザイン改定委員会設置要綱
37	第三期学校教育計画(仮称)策定委員会				13	4	30.8%	第三期学校教育計画(仮称)策定委員会設置要綱
38	武藏野市開かれた学校づくり協議会	138	77	55.8%	140	77	55.0%	武藏野市開かれた学校づくり協議会設置要綱
39	学校給食運営委員会	100	70	-	100	72	72.0%	武藏野市学校給食運営委員会規則
40	特別支援教育就学支援委員会	38	26	68.4%	35	26	74.3%	武藏野市特別支援教育就学支援委員会設置要綱
41	通級判定委員会	25	13	52.0%	26	16	61.5%	武藏野市通級判定委員会設置要綱
42	学校保健委員会(幹事会)	14	9	-	14	8	57.1%	武藏野市学校保健委員会設置要綱
43	学校施設開放運営委員会	90	75	83.3%	90	76	84.4%	武藏野市学校施設の開放に関する条例施行規則
44	図書館運営委員会	8	3	37.5%	8	4	50.0%	武藏野市図書館運営委員会設置要綱
45	図書館基本計画策定委員会				10	4	40.0%	武藏野市図書館基本計画策定委員会設置要綱
46	子ども読書活動推進計画策定委員会	10	7	70.0%				武藏野市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱
47	第四次住宅マスターplan策定委員会	9	3	33.3%				武藏野市第四次住宅マスターplan策定委員会設置要綱
48	特定空家等適正管理審議会	7	2	28.6%	7	2	28.6%	武藏野市空家等の適正管理に関する条例
49	市営住宅長寿命化計画庁内策定委員会	6	0	0.0%				武藏野市市営住宅長寿命化計画庁内策定委員会設置要綱
50	福祉型住宅入居者選考委員会	4	3	75.0%				武藏野市福祉型住宅入居者選考委員会設置要綱
委員数 小計		1,207	659	54.6%	1,219	681	55.9%	

4 都区市町村の議会・委員会等の女性比率

基準日：4月1日

(単位：%)

	都区市町村	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年
議会	武蔵野市	26.7	23.1	23.1	23.1	25.0	25.0	34.6	34.6	34.8	34.8	38.5	38.5	42.3	44.0
	東京都	17.3	17.5	17.6	17.6	18.9	19.0	20.2	20.0	20.0	19.4	19.7	28.6	28.8	***
	区	21.9	24.1	24.7	25.0	24.8	24.6	26.1	25.7	26.0	26.3	27.0	27.0	27.2	27.5
	市	23.0	23.7	23.6	23.7	24.7	25.3	25.8	26.4	26.4	27.7	28.4	28.6	29.4	30.5
	町村	11.6	10.3	9.6	9.6	9.6	9.9	10.2	9.6	9.8	9.1	9.0	9.9	10.2	13.2
行政委員会	武蔵野市	14.3	14.3	17.1	17.1	20.0	22.9	22.9	25.7	31.4	34.4	25.0	25.0	29.0	29.0
	東京都	6.6	7.7	***	13.0	12.1	10.9	***	10.9	10.9	10.9	13.0	13.0	17.9	***
	区	12.5	11.4	13.0	13.3	14.1	14.1	16.1	17.0	16.7	16.6	16.6	18.1	18.3	20.1
	市	11.3	10.5	11.4	11.9	12.0	12.1	11.6	12.0	12.4	12.5	12.4	13.1	14.8	15.8
	町村	16.0	16.2	16.0	17.3	14.8	16.0	16.9	16.8	14.3	15.4	15.2	17.0	17.0	18.2
付属機関	武蔵野市	43.9	36.7	35.1	34.5	33.7	34.3	33.0	30.7	32.1	31.1	29.9	34.0	33.2	31.5
	東京都	23.4	***	***	23.1	23.1	24.9	24.9	24.9	24.6	29.7	30.0	30.0	30.5	***
	区	24.5	24.1	25.5	25.0	25.0	25.0	25.5	25.8	27.1	26.8	26.8	28.1	28.4	28.6
	市	30.0	28.4	28.0	29.0	28.9	28.5	27.6	28.7	29.2	29.6	28.9	28.8	29.0	29.5
	町村	21.9	17.4	18.7	19.0	19.1	19.4	19.0	19.9	20.3	20.7	19.9	19.2	19.2	19.4
その他の審議会	武蔵野市	66.1	64.5	64.8	65.8	65.9	65.5	55.4	60.1	59.6	60.9	60.7	60.0	56.0	55.9
	東京都	20.7	***	***	17.7	16.9	17.6	17.6	17.6	22.6	26.8	27.9	27.9	29.1	***
	区	34.2	34.5	34.7	35.0	35.0	34.2	34.1	33.6	33.8	34.1	34.1	34.7	34.7	35.2
	市	43.8	43.5	42.0	42.0	41.7	43.7	37.8	37.6	30.3	30.3	30.3	30.3	38.8	39.1
	町村	39.2	36.6	35.0	33.4	33.2	30.7	32.3	31.7	29.0	32.0	31.5	32.0	31.8	31.5
職員	武蔵野市	42.3	43.5	44.1	44.6	45.3	46.0	46.2	46.7	47.0	47.6	48.6	49.3	49.6	50.4
	東京都	36.3	36.8	37.3	37.8	38.9	39.2	39.1	39.1	39.3	39.4	39.5	39.5	39.5	***
	区	52.5	52.5	52.7	52.8	53.1	53.0	53.3	53.2	52.9	52.8	52.9	53.0	53.0	53.1
	市	39.3	39.7	39.3	41.3	41.7	42.2	42.9	43.5	43.6	43.9	44.2	44.3	44.6	44.8
	町村	32.9	32.9	32.7	32.2	33.4	34.2	33.2	34.0	33.9	33.6	33.9	34.9	34.7	35.0

参考資料：区市町村男女平等施策推進状況調査(東京都生活文化局)

5 武蔵野市の職員の女性比率

基準日	職員数				部課長				課長補佐			係長			主任			主事			採用				
	年	月	日	男	女	計	比率	男	女	比率	男	女	比率	男	女	比率	男	女	比率	男	女	比率	男	女	比率
R2.4.1	474	484	958	50.52%	91	12	11.65%	42	35	45.45%	108	63	36.84%	135	208	60.64%	98	166	62.88%	24	29	54.7%			
H31.4.1	465	472	937	50.37%	90	13	12.62%	44	37	45.67%	106	58	35.36%	134	204	60.36%	91	160	63.75%	12	18	60.0%			
H30.4.1	477	470	947	49.63%	92	13	12.38%	47	39	45.35%	101	56	35.67%	152	211	58.13%	85	151	64.00%	10	17	63.0%			
H29.4.1	480	467	947	49.31%	93	12	11.42%	48	41	46.07%	103	53	33.97%	149	210	58.50%	87	151	63.45%	12	14	53.9%			
H28.4.1	484	458	942	48.60%	94	10	9.60%	58	44	43.10%	94	47	33.30%	141	204	59.10%	97	153	61.20%	6	19	76.0%			
H27.4.1	497	453	950	47.6%	94	9	8.7%	66	46	41.0%	91	44	32.6%	143	201	58.4%	103	153	59.8%	6	15	71.4%			
H26.4.1	506	448	954	47.0%	94	8	7.8%	66	47	41.6%	85	38	30.9%	145	190	56.7%	116	165	58.7%	16	15	48.4%			
H25.4.1	510	447	957	46.7%	97	7	6.7%	67	48	41.7%	84	38	31.1%	136	184	57.5%	126	170	57.4%	11	13	54.2%			
H24.4.1	521	448	969	46.2%	95	5	5.0%	67	47	41.2%	83	33	28.4%	147	191	56.5%	129	172	57.1%	12	12	50.0%			
H23.4.1	536	456	992	46.0%	92	4	4.2%	67	40	37.4%	85	38	30.9%	161	187	53.7%	131	187	58.8%	9	14	60.9%			
H22.4.1	557	462	1019	45.3%	87	3	3.3%	59	25	29.8%	96	55	36.4%	179	176	49.6%	136	203	59.9%	16	15	48.4%			
H21.4.1	573	461	1034	44.6%	87	4	4.4%	63	18	22.2%	99	56	36.1%	183	174	48.7%	141	209	59.7%	12	22	64.7%			
H20.4.1	588	463	1051	44.1%	85	4	4.5%	65	17	20.7%	106	42	28.4%	187	183	49.5%	145	217	59.9%	17	21	55.3%			
H19.4.1	607	468	1075	43.5%	86	7	7.5%	65	15	18.8%	106	38	26.4%	176	180	50.6%	174	228	56.7%	6	14	70.0%			
H18.4.1	629	461	1090	42.3%	83	4	4.6%	59	12	16.9%	110	36	24.7%	187	179	48.9%	190	230	54.8%	5	12	70.6%			
H17.4.1	651	469	1120	41.9%	95	3	3.1%	62	10	13.9%	113	42	27.1%	192	187	49.3%	189	227	54.6%	7	15	68.2%			
H16.4.1	617	440	1057	41.6%	70	1	1.4%	59	9	13.2%	96	38	28.4%	181	157	46.4%	211	235	52.7%	23	17	42.5%			
H15.4.4	628	444	1072	41.4%	76	2	2.6%	68	8	10.5%	97	39	28.7%	189	160	45.8%	198	235	54.3%	10	6	37.5%			
H14.4.1	636	450	1086	41.4%	77	2	2.5%	57	7	10.9%	104	34	24.6%	181	164	47.5%	217	243	52.8%	10	12	54.5%			

*平成16年までは派遣・休職を除く

6 武蔵野市男女平等推進審議会評価（令和元年度実績分）

凡例

【武蔵野市男女平等推進議会による評価】

◎…順調である	効果的な取組みができている場合
○…概ね順調である	全体的に推進が図られている場合
△…課題がある	ある程度の成果は認められるが一部課題がある場合
×…不十分である	事業に取り組めていない、成果がない場合

※施策のうち、(★) は重点施策

第四次男女平等推進計画の推進状況について(総評)

・市ではこれまで、「武蔵野市男女平等推進に関する条例」に基づき設置された男女平等推進審議会が男女平等施策の進捗状況評価を行うことにより、課題を明らかにしながら事業を推進してきた。

今回は、平成 31 年3月に審議会の答申をうけ、第四次男女平等推進計画が策定されてより初回の評価となる。各課より提出された令和元年度事業進捗状況報告書に加え、所管課長へのヒアリングに基づいて、審議会としての評価を行ってきた。

各施策に係る事業の目標設定は適切なものであると認識するが、今後、事業毎の自己評価の記載内容について調整を行うことにより、統一的な評価基準の確立を図られたい。

基本目標 I 男女平等の意識を育むまち

		評価	評価
基本施策1－1	男女平等の意識づくり	○	○
施策(1)	男女平等の意識啓発(★)	○	○

男女平等推進審議会の講評

・男女平等推進センターでは、第四次男女平等推進計画の各施策に沿ったテーマの講座を原則託児付で実施、生涯を通じて男女平等について学び、参画できる場の提供に努めた。男女平等推進センター企画運営委員会との協議・検討により、男女共同参画フォーラム2019を実施し、3団体が企画公募を開催するなど、男女平等の意識醸成を図った。武蔵野地域五大学の協力を得て地域自由大学、寄付講座等を実施、男女平等推進の視点からの、講座・講演会や自由大学正規科目が行われたことは、評価できる。

・男女平等推進情報誌「まなこ」を年3回発行し、第四次男女平等推進計画、自分らしいキャリアの選び方、性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市宣言などを特集した。市民会館文化祭におけるパネル展示における「まなこ」の紹介や、図書館と協働して特集テーマの関連図書展示を行うなど、認知度の向上のための取り組みを行った。また、市報5月1日号において、第四次計画の策定についての特集の掲載に併せて、「まなこ」についても紹介するなど広く周知を図り、認知度の向上を図ることができた。

基本施策1－2		男女平等教育の推進	評価		
施策(1)	男女平等の視点に立った学校教育の推進		○		
男女平等推進審議会の講評					
<p>・市立小中学校における男女平等教育の推進では、特別の教科道徳の時間を使って小学校5・6学年で、異性について理解し、互いに学び合い友情を深める内容が扱われ、中学校1学年では異性への理解を深め、互いの個性を尊重し、ともに成長することのできる深い友情を構築する態度を育む授業が行われた。</p> <p>・人権教育の充実を図る教員研修では、人権教育プログラムを活用して全校で校内研修を実施した。市人権教育推進委員会においては、小学校低学年の授業で性別に対する固定的な見方・考え方があることに気づき、互いを認め合うことの大切さについて考える授業が報告された。</p> <p>・生活指導・進路指導・キャリア教育の充実では、自分や友達の良さを認め合い、励まし合い、自分と異なる意見を理解し、相手の立場になって考え行動する心を育てるとともに、中学校2年で、性別にとらわれず、希望する職場体験学習を実施している。</p> <p>・発達の段階を踏まえた性に関する指導においては、学習指導要領に沿った性に関する指導が行われているが、東京都教育委員会が「性教育の手引き」を改訂して示しているので、その内容について周知を図り、学校の実態に応じた状況で適切に実施していくことが必要であると考えられる。</p>					

		評価
基本施策1－3	性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり(新規)	○
施策(1)	性の多様性に関する理解の促進(★)	◎
施策(2)	性的マイノリティ等への支援(新規)	○

男女平等推進審議会の講評

施策(1)性の多様性に関する理解の促進

第四次男女平等推進計画の将来像を実現するため、市長が令和元年10月29日に「性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市宣言 レインボームサシノシ宣言」を行い、理解促進のための職員研修を全管理職対象に実施、各課に宣言書の掲示と趣旨徹底を求めた。コミュニティ研究連絡会、定例校長会において同宣言の周知並びに宣言書の掲示を依頼するとともに、「まなこ」においても、「性の多様性を認め合うまちへ」として特集した。また、性の多様性に関する庁内研究会の設置や、福祉施設職員に向けた理解促進のための研修を実施した。さらに、性的指向・性自認に関する相談体制の充実、男女共同参画フォーラムにおける当事者団体と協働した講演会の実施、図書館と共に催しての性の多様性に関する図書展示など、性の多様性理解に関する市のスタンスが明らかにされ、性の多様性を理解し尊重するための様々な取り組みが広く行われており、前進が見られる。

施策(2)性的マイノリティ等への支援

性の多様性の尊重に関する庁内研究会を、関係課長の参加を求めて設置し、「パートナーシップ制度」導入にあたっての論点整理を行い、報告書を作成、性的指向・性自認に関する「にじいろ電話相談」を開始し、当事者ニーズの把握に努めた。また、市立小中学校においては、都教育委員会が主催する性的マイノリティについて学ぶ研修に、幹部教員を参加させ、校内で共有するなど、理解醸成に努めた。「パートナーシップ制度」導入に向けては、引き続き、検討を進められたい。

基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

		評価
基本施策2－1	生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち	○
施策(1)	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発(★)	○
施策(2)	男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進	○

男女平等推進審議会の講評

施策(1)ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発

男女平等推進センターでは、「女性の再就職支援講座」、「育休ママ・パパのための職場復帰応援セミナー」などを実施、「まなこ」では「それぞれのキャリア」を特集して、ワーク・ライフバランスの実現に向けた理解を深めるための講座や情報提供を実施してきた。市役所では、職員に向けて介護と仕事の両立に関する講演会を実施した。4課共催の「ハタラクカイギ2020」では、定年後の働き方、生き方をテーマにした講演会を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大を受けて中止となった。

施策(2)男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進

- ・健康課では、初妊婦とパートナー対象のこうのとり学級土曜日クラスの実施、ゆりかごむさしのフェスティバルでの父親対象の事業、また、父親ハンドブックを母子手帳交付時に配布した。子ども政策課では、父親向け育児啓発講座の実施、男女平等推進センターでも、父と子ども向けの料理教室を実施するなど、男性の子育て支援を目的とする各種事業が実施された。

- ・高齢者支援課では、家族介護者の交流の場や介護講座等の実施、また、実施主体の意見交換会を行うなど、方針を共有しつつ各機関の特徴を生かした事業を開発し、評価できる。

- ・地域支援課では、男性の地域参加のきっかけづくりとして、市民社会福祉協議会主催による「お父さんお帰りなさいパーティー」などを継続して実施している。

		評価		評価
基本施策2-2	職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	○		
施策(1)	地域企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進	○	施策(1)	子育て支援施策の充実(★)
施策(2)	ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取組	○	施策(2)	介護支援施策の充実

男女平等推進審議会の講評

施策(1) 市内企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進

産業振興課では、育児・介護休業制度の企業への普及の促進について、ハローワークや、東京しごとセンター等の関係機関のチラシ配架・配布、市報・ホームページでの情報提供を行ったが、今後、さらに効果的な啓発方法を検討されたい。男女平等推進情報誌「まなこ」においては、企業で活躍する女性役員のインタビューを掲載し、両立支援や女性活躍への意識啓発を行った。

施策(2) ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取り組み

- ・男性の育児休業取得率は、令和元年度は66.75%、休業承認期間についても6月以下の職員の平均が58日と順調に推移している。介護を行う職員の支援と介護をしやすい職場環境の醸成のため、介護と仕事の両立に関する講演会を実施するなど、評価できる。
- ・年次有給休暇の取得や各課毎の一斉定時退庁日の設定、長時間勤務職員の所属長への対応策届出書の提出、ヒアリングなどの働きかけなどがなされてきたが、十分な効果が確認できない。長時間勤務の是正に向か、実効性の高い取組みを検討されたい。

男女平等推進審議会の講評

施策(1) 子育て支援施策の充実

- ・待機児童の解消に向け、新たに認可保育園4園を開設し定員を162名拡大することなどにより、令和2年4月時点で待機児童ゼロを達成したことは、評価できる。子育て支援施設のサービスの充実により、認可保育園等における専門職の活用による相談事業の実施、病児・病後児保育の拡充も図ってきているが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、事業開催が制限されたり、利用者の伸び悩みがみられる。オンライン等も活用しながら、今後の事業継続を工夫されたい。

- ・ファミリー・サポート・センター事業は、利用者会員が約250名増、支援者会員も約20名増と、ともに増加している。引き続き、事業の周知を行い、会員の獲得を図られたい。産前・産後ヘルパー事業については、ファミリー・サポート・センター事業とのはざまになる期間について、延長の可能性も検討されたい。

施策(2) 介護支援施策の充実

介護に関する人材の確保と育成において、人材育成事業として初任者研修などを行ったほか、研修・相談事業、就職支援事業、事業者・団体支援事業などを柱に展開することにより、今までの実績のうえで発展を図っている。また、家族介護者の交流の場や介護講座等の実施、また、実施主体の意見交換会を行うなど、方針を共有しつつ各機関の特徴を生かした事業を展開するなど、評価できる。今後、コロナウイルス感染症防止対策を行うなかで、人と人が接触しながら事業を進めることができ難になり、どのように事業を工夫し進めていくかを検討する必要がある。

		評価
基本施策2-4	あらゆる分野における女性の活躍の推進	○
施策(1)	政策・方針決定の場への女性の参画の推進(★)	○
施策(2)	女性の再就職支援・起業支援	○
施策(3)	女性の地域活動・防災活動への参画促進	○
男女平等推進審議会の講評		
施策(1)政策・方針決定の場への女性の参画の推進		
審議会等における女性委員の割合は横ばいであるが、市役所内における女性管理職の割合は、12.7%と目標に対して低い状況にある。市では、女性登用の促進に関するセミナーに参加を促すことや、育休中の職員にメールで案内を行うなど、女性が管理職を目指しやすい昇任制度として、見直しを図っているところだが、女性が管理職を目指すうえでの障害を除く等、管理職の働き方自体を変えていくことも必要ではないか。		
施策(2)女性の再就職支援・起業支援		
・東京しごとセンターとの共催による託児付の再就職パソコンセミナーや、ハローワーク、三鷹市との共催による託児付就職セミナー、面接会を実施した。また、男女平等推進センターでは、女性のための再就職講座、育休復帰支援セミナーなどを行うなど、意識啓発を図った。		
・「地域包括ケア人材育成センター」では、人材育成事業、研修・相談事業、就職支援事業、事業者・団体支援事業を展開してきたが、福祉の仕事について普及・啓発を行う「お仕事フェア」は、新型コロナウイルス感染拡大のため、中止した。		
施策(3)女性の地域活動への参画促進		
「地域福祉ファシリテーター養成講座」、「地域社協はじめて研修」、「地域社協はじめて講座」を実施し、地域福祉を担う人材育成を行った。防災分野では、子どもを持つ女性向けの防災講話等の啓発活動を行うなど、避難所運営や地域防災への女性の参画を促進した。		

基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

		評価
基本施策3-1	配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援	○
施策(1)	暴力の未然防止と早期発見(★)	○
施策(2)	相談事業の充実(★)	○
施策(3)	安全の確保	○
施策(4)	自立支援	○
施策(5)	推進体制の整備	○

男女平等推進審議会の講評
施策(1)暴力の未然防止と早期発見
・保健センターでは、生後4ヶ月までのすべての乳児を対象に「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施、1328件の訪問相談を行った。各乳幼児健診や訪問等の相談事業から、家族の相談に対応し、必要に応じて子ども家庭支援センターと連携して支援をしている。
・若年世代に向けてのデートDVの啓発に関しては、デートDV公開講座を成蹊大学と共に実施したほか、「デートDVカード」を図書館・市政センターに配架するとともに成人式で配布、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に市役所、武蔵野プレイス等でパネル展示を行ったうえ、各図書館で関連図書展示を行うなど、様々な層に向けた取り組みを行っている。
施策(2)相談事業の充実
・子ども家庭支援センターでは、ひとり親家庭相談担当と男女平等推進センター女性総合相談担当が定期的な会議を行うことにより、情報共有、連携強化を図ってい

る。また、庁内連携会議を開催して情報を共有するとともに、会議内で研修を行い、DV 被害者の支援について理解を深めることができた。

・男女平等推進センターでは、女性総合相談、女性法律相談を実施し、両相談が連携する体制を構築した。また、女性相談カードを市民施設に加え、全コミュニティセンターに配架し普及啓発を図るなど、取り組みの充実がみられる。

施策(3)安全の確保

子ども家庭支援センターでは、東京都や警察等と連携し、8世帯12人の緊急一時保護を行った。住民情報系システムにより関係各課で DV 被害者情報を共有し、被害者情報の保護を行うとともに、庁内連絡会議、情報セキュリティ研修において、DV 情報の共有と保護の重要性を徹底した。

施策(4)自立支援

子ども家庭支援センターでは、必要に応じて相談員による同行支援や連絡調整を行い、被害者の負担の軽減を図るなど、一貫した支援を行うとともに、医療ケアが必要な被害者について、医療機関を紹介する又は受診に同行する等の支援を行っている。

施策(5)推進体制の整備

子ども家庭支援センターでは、配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議と実務担当者の合同会議を開催して連携強化を図るとともに、「DV 被害者の支援にあたって」をテーマに研修を実施した。東京都が実施する、近隣市、警察との関係機関連絡会や相談員連絡会において、関係機関との情報交換を行った。

評価

基本施策3-2 性に関するハラスメントやストーカーへの対策

○

施策(1)

性に関するハラスメントやストーカーへの対策

○

男女平等推進審議会の講評

- ・子ども家庭支援センターでは、東京都が実施する研修に参加し、ストーカー行為とその支援に関する知識の習得に努めた。
- ・男女平等推進センターでは、「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせ、DV 防止啓発講座等の実施、市施設における DV 防止パネル展示、図書館3館における関連図書展示を行うなど、啓発活動を継続的に行ってきました。

		評価
基本施策3-3	特別な配慮を必要とする人への支援	○
施策(1)	ひとり親家庭等への支援(★)	○
施策(2)	高齢者・障害者の方への支援	◎

男女平等推進審議会の講評

施策(1)ひとり親家庭等への支援

・子ども家庭支援センターでは、第五次子どもプラン武蔵野の策定に合わせ、ひとり親家庭の自立促進計画の見直しを行った。対象者に児童手当等の各種手当、助成、各種福祉資金の貸付により経済的な支援を行った。また、就業訓練や就職活動時、就業時のホームヘルプサービスを行い、総合的に自立支援を行うとともに、家庭訪問による学習・生活支援を行ってきた。さらに、ハローワーク等の関係機関と連携して、きめ細やかな就労支援を行った。

・生活福祉課では、従来の教室型の学習支援に加え、少人数では対応困難な子どもに対応するため、サポート型学習支援教室を開設した。

施策(2)高齢者・障害者の方への支援

・「高齢者及び障害者虐待防止連絡会議」を年2回開催し、虐待に関する情報提供と課題の共有を図るとともに、養護者による虐待について、事業者向けの研修会を実施した。「見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会」を年2回開催し、関係機関と孤立防止に向けた情報交換、情報共有を図った。「障害者差別解消支援地域協議会」を2回開催し、差別解消に関する情報提供と課題の共有を図るとともに、市内の小学校等に心のバリアフリー啓発事業を実施した。

・消費者被害防止に関して、消費生活相談、出前講座、リーフレットの配布を行った。悪質商法被害防止該当キャンペーンは、新型コロナウィルス感染拡大防止のため中止した。「武蔵野安全・安心ニュース」を発行し関係機関団体への周知を行ったほか、広報誌「つながり」で消費者被害に関する相談窓口の案内等を行った。

評価
○
◎
○

男女平等推進審議会の講評

施策(1)各種健康診断の充実

・乳がん検診は、令和元年度から対象者全員に受診勧奨通知を送付した結果、17.7%から26.3%と受診率が大幅に上昇した。子宮がん検診については、受診率36.8%と高い受診率になっている。また、「40歳からの女性のがん検診」事業として、乳がん、胃がん、肺がんセット検診を試行実施しており、今後の進捗状況について報告されたい。

・母体ケアに関する事業では、妊娠届け出時の「ゆりかごむさしの面接」から、産後の乳幼児健診等の母子保健事業、専門職による個別支援など継続的な支援を行った。また、産後に家族から十分な支援を受けられず、産後不安や体調不安等の悩みを抱える母子に対して産後ケア事業を令和元年7月から実施し、延べ245名が利用するなど、新しい試みとして評価できる。

施策(2)リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発

子育てフェスティバルにおいて、講座「産後の女性のココロとカラダ」を専門職により実施し啓発を図った。

基本目標IV

男女共同参画推進の体制づくりに取り組むまち

		評価
基本施策4-1	計画推進体制の整備・強化	○
施策(1)	「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の定着の推進	○
施策(2)	市民参加による男女平等の推進	◎
施策(3)	庁内推進体制の整備	○
施策(4)	男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実(★)	◎
施策(5)	男女共同参画情報誌等の発行と周知	○

男女平等推進審議会の講評

施策(1)「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の定着の推進

「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」ガイドブックを広報担当職員研修において配布するとともに、男女共同参画フォーラムパネル展で配架し、理解促進を図った。条例ワークブックを市立小学校第6学年に配布し、普及啓発を行った。

施策(2)市民参加による男女平等の推進

武蔵野市男女平等推進審議会を公募市民を含めて設置し、第三次男女共同参画計画の進捗状況を点検・評価することにより、各施策の改善、推進が図られた。また、男女平等推進登録団体への活動補助金を活用した講座を7団体が実施(うち2団体は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)したほか、団体交流会では団体運営や課題について、相互の意見交換を行った。男女平等推進センター企画運営委員会との協働による、「男女共同参画フォーラム」の企画・事業の実施など、市民参加、協働による男女平等推進体制が着実に進められている。

施策(3)庁内推進体制の整備

・男女平等推進審議会の議題に付すため、庁内推進会議、同幹事会を開催し、第三次男女共同参画計画の推進状況、第四次男女平等推進計画の事業予定の進行管理を行った。

・全管理職を対象とした「LGBT や多様性理解のための職員研修」を実施したほか、課長補佐・係長級職員を対象としたハラスメント防止研修を実施した。

施策(4)男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実

女性総合相談、女性法律相談を引き続き実施するとともに、新たに性的指向・性自認に関する「にじいろ電話相談」を開始するなど、相談機能が充実した。企画運営委員会と協働して、男女平等をテーマにした講座を原則託児付で開催し、22企画、28講座、受講804人、託児123人の参加を得ることができた。また、講座修了者へのフォローアップを行うことにより新たな男女平等推進団体の結成につながるなど、男女平等推進の拠点施設として機能充実が図られた。

施策(5)男女共同参画情報誌等の発行と周知

・男女平等推進情報誌「まなこ」を市民編集委員と協働で年3回発行し、「第四次男女平等推進計画」、「それぞれのキャリア」、「性の多様性を認め合うまちへ レインボームサシノシ宣言」を特集、時宜に適ったテーマを取り上げるなど、内容の充実に努めた。

・市報5月1日号で第四次男女平等推進計画の特集を掲載した際、併せて「まなこ」の情報提供を行った。また、市民会館文化祭で「まなこ」を紹介するパネル展示を行ったほか、様々な展示の機会に「まなこ」を配架するなど認知度を向上させる取り組みに努めた。

		評価
基本施策4-2	男女平等の視点に立った表現の浸透	△
施策(1)	メディア・リテラシーの向上	△

男女平等推進審議会の講評

- ・メディア・リテラシーに関する市立小・中学校の授業実践等について情報共有し、教職員のリテラシー向上を図るとともに、「SNS学校ルール」や「SNS家庭ルール」づくりをとおして、児童・生徒の情報モラル教育の充実を図った。また、武蔵野地域自由大学正規科目として、「メディア・リテラシー論」を実施した。今後、さらに市民に向けたメディア・リテラシーに関する講座の充実を図られたい。
- ・行政刊行物の表現の見直しについて、秘書広報課所管の行政刊行物の表現ルールを整理、全庁向け説明会開催の際、男女平等推進条例ガイドブックを配布し、要点説明を行うなかで、市の行政刊行物における男女平等の視点の重要性について、意識啓発を行った。今後、表現ガイドライン作成に向け、具体的な検討を進められたい。

(参考資料)武藏野市男女平等の推進に関する条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 男女平等の推進に関する基本的施策(第9条—第21条)

第3章 男女平等推進審議会(第22条)

第4章 男女平等に関する施策等に係る苦情の処理(第23条・第24条)

第5章 雜則(第25条)

付則

我が国においては、個人の尊重と法の下の平等が日本国憲法でうたわれ、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に基づく国際社会における取組とも連動しつつ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。なかでも、男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会の実現が21世紀の最重要課題と位置づけられている。

本市においても、昭和60年に婦人問題懇談会を設置し、以来「武藏野市女性行動計画」をはじめ数次にわたる男女共同参画計画を策定し、総合的かつ計画的に男女平等を推進するための施策に取り組んできた。

また、都市文化や市民活動及び事業活動の持ち味を生かし、一人ひとりを大切にした自治と連携のまちづくりを推進してきた。なかでも、昭和50年代における吉祥寺の環境浄化運動のさきがけとなる活動、平成10年以降の男女共同参画を推進する拠点施設の運営などにおいて、女性が積極的な役割を担ってきた経緯がある。

しかしながら、今なお、性別等による固定的な役割分担の意識、当該役割分担が反映された社会的慣習、性別等に起因する暴力、政策等への参画格差、賃金格差、教育格差等、多くの課題が残されている。少子高齢化、グローバル化、情報化などの変化が加速度的に進み、生き方や働き方が多様化する現代社会にあって、こうした課題は、生きがいを実感できる社会や活力ある社会の構築を阻害する要因となるものであり、課題解決のためには、教育や学習を含めた男女平等を推進するための様々な取組が必要である。

全ての人が、互いの人権を尊重し、多様な性の在り方に関する理解を深めることで、性別等にかかわりなく、それぞれの個性と能力を十分に發揮できる男女平等社会を実現し、次世代につないでいくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等の推進について、基本理念を定め、武藏野市(以下「市」という。)、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女平等の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって男女平等社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性別等 男女の別だけではない多様な性の在り方(性自認(自らの性別に関する認識をいう。)及び性的指向(恋愛感情又は性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向をいう。)を含む。)をいう。
- (2) 男女平等 全ての人が、性別等にかかわりなく、その人権を尊重しつつ、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を分かち合うことができるることをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有し、市内の学校に在学し、市内の事務所若しくは事業所に勤務し、又は市内において活動する個人をいう。
- (4) 事業者等 営利と非営利とを問わず、市内において活動を行う法人その他の団体及び市内において事業活動を行う個人をいう。
- (5) 性別等による差別的取扱い 次に掲げる取扱いをいう。
 - ア 性別等を理由とする直接的かつ不合理な取扱い
 - イ 直接に差別的な条件、待遇差等を設けていないが、性別等による著しい不利益を被るおそれがある基準、慣行等を適用する取扱い
- (6) 親密な関係における暴力等 次に掲げる行為をいう。
 - ア ドメスティック・バイオレンス(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力及び交際の相手方その他の親密な関係にあり、若しくは親密な関係にあった者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)
 - イ ストーカー行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第3項に規定するストーカー行為をいう。)
- (7) 性に関するハラスメント 相手の意思に反する性的な発言、行動等が、相手又は周囲の者に対し不快感を与え、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいう。

- (8) リプロダクティブ・ヘルス 人間の生殖システム並びにその機能及び活動過程の全ての側面において、単に疾病又は障害がないだけでなく、身体的、精神的及び社会的に完全に良好な状態であることをいう。
- (9) セクシュアル・ライツ 性に関する事を自ら管理し、自由に、かつ、責任をもって決定でき、そのための情報及び手段を得ることができる基本的権利をいう。
- (10) メディア・リテラシー 新聞、テレビ、インターネットその他のメディアが伝える様々な情報を批判的に読み解き、主体的に取捨選択して活用する能力及び当該メディアを適切に選択して自ら情報を発信する能力をいう。
- (11) ポジティブ・アクション 性別等による格差を改善し、実質的な男女平等社会を実現するための積極的な措置をいう。

(基本理念)

- 第3条** 市、市民及び事業者等は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)に基づいて、男女平等社会の実現に向けた取組を推進するものとする。
- (1) 全ての人が、性犯罪、親密な関係における暴力等その他の性別等に起因する暴力(以下単に「性別等に起因する暴力」という。)、性別等による差別的取扱い、性に関するハラスメントその他の性別等に起因する人権侵害(以下単に「性別等に起因する人権侵害」という。)を受けることなく、個人として尊重されること。
 - (2) 全ての人が、性別等による固定的な役割分担の意識並びに当該役割分担が反映された社会的な制度及び慣行にとらわれることなく、個人の能力及び個性を発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
 - (3) 全ての人が、性別等にかかわらず、社会の平等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定への平等な参画を確保されること。
 - (4) 全ての人が、性別等にかかわらず、それぞれの協力及び社会の支援の下に、家庭生活における活動と地域及び仕事の場における活動との調和のとれた生活を営むことができること。
 - (5) 全ての人が、それぞれの性を理解し、及び尊重し合うとともに、リプロダクティブ・ヘルスに関する権利及びセクシュアル・ライツを認め合い、生涯にわたり健康な生活を営むことができるこ。
 - (6) 全ての人が、国際社会及び国内における男女平等に係る取組を積極的に理解し、推進することができること。
 - (7) 性別等に起因する困難を有する者だけでなく、知的又は精神的な障害があること等に加えて当該困難を有することで複合的に困難な状況にある者への支援が行われるとともに、これらの者が安心して暮らせる環境の整備に向けた取組が行われること。

- (8) 保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育及び学習の場において、男女平等社会を支える意識及び態度の形成に向けた取組が行われること。

(市の責務)

- 第4条** 市は、基本理念に基づき、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、男女平等の推進にあたっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者等と協働するものとする。
 - 3 市は、率先して男女平等の推進に取り組むとともに、市民及び事業者等の模範となるよう努めるものとする。

(市民の責務)

- 第5条** 市民は、基本理念に基づき、男女平等に対する理解を深め、家庭、学校、地域、仕事の場その他の社会のあらゆる場において、男女平等を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 2 市民は、市が実施する男女平等を推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

- 第6条** 事業者等は、基本理念に基づき、その活動において男女平等を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 2 事業者等は、市が実施する男女平等を推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(禁止事項)

- 第7条** 市及び事業者等は、その事業及び活動において性別等による差別的取扱いを行い、又はその職場等において性に関するハラスメントを行わせてはならない。
- 2 市民は、性別等に起因する人権侵害を行ってはならない。

(公表される情報への配慮等)

- 第8条** 市、市民及び事業者等は、情報を公表する際には、性別等による差別的取扱い若しくは性別等による固定的な役割分担の意識を助長し、若しくは是認させ、又は性別等に起因する暴力を誘発することのないよう配慮するものとする。

第2章 男女平等の推進に関する基本的施策 (男女平等推進計画の策定)

第9条 市長は、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するため、武藏野市男女平等推進計画(男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定により市が策定する計画をいう。以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、推進計画の策定又は変更にあたっては、武藏野市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)に諮問するものとする。

3 市長は、推進計画の策定又は変更にあたっては、市民及び事業者等の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。

4 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(推進計画の年次報告)

第10条 市長は、推進計画の実施状況について、年次報告を作成し、審議会の評価及び意見を添えて、これを公表するものとする。

(推進体制等)

第11条 市は、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるものとする。

第12条 市は、武藏野市立男女平等推進センター条例(平成27年12月武藏野市条例第63号)第1条に規定する武藏野市立男女平等推進センター(以下「センター」という。)を、男女平等を推進するための拠点とする。

2 市は、センターにおいて、男女平等に関する相談への対応を行うほか、男女平等を推進するための事業を行うものとする。

3 市は、センターのほか、男女平等に関する相談のうち、性別等に起因する暴力に関するものを受けけるための窓口を設置する。

4 市は、前2項に規定する相談を受けたときは、必要に応じて関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第13条 市は、男女平等を推進する施策の策定及び変更に必要な調査研究を行うものとする。

(啓発、普及及び広報)

第14条 市は、市民及び事業者等に対して、男女平等の推進に必要な啓発、普及及び広報活動を実施するものとする。

2 市は、市民及び事業者等に対して、男女平等に関して、メディア・リテラシーの向上が図られるよう、必要な支援を行うものとする。

(市民及び事業者等の活動に対する支援)

第15条 市は、男女平等の推進に関する活動を行う市民及び事業者等に対し、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

(性別等に起因する暴力の根絶及び被害者への支援)

第16条 市は、家庭、学校、地域、仕事の場その他の社会のあらゆる場における性別等に起因する暴力の根絶に向けて必要な措置を講ずるとともに、性別等に起因する暴力により被害を受けた者に対し、必要な支援を行うものとする。

(家庭生活と社会生活との調和)

第17条 市は、全ての人が、性別等にかかわらず、家庭生活における活動と地域及び仕事の場における活動との調和のとれた生活を営みながら、多様な生き方を選択し、実現できるよう必要な支援を行うものとする。

(セクシュアル・ライツへの配慮及びリプロダクティブ・ヘルスに関する支援)

第18条 市は、市民のセクシュアル・ライツに配慮するとともに、市民が生涯を通じてリプロダクティブ・ヘルスを実現し、かつ、保持できるよう、教育、啓発その他の必要な支援を行うものとする。

(教育及び学習に携わる者に対する支援)

第19条 市は、保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育及び学習の場において、男女平等社会を支える意識及び態度の形成に向けた取組が行われるよう、当該教育及び学習に携わる者に対し必要な支援を行うものとする。

(防災施策における男女平等の推進)

第20条 市は、防災、災害対応、復興その他の災害に関するあらゆる局面において、男女平等の視点が確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(ポジティブ・アクション)

第21条 市は、第14条から前条までに定めるもののほか、社会のあらゆる分野における活動において、性別等による格差が生じていると認められる場合には、ポジティブ・アクションを講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女平等推進審議会

第22条 男女平等の推進について調査し、及び審議するため、審議会を設置する。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、及び答申する。
 - (1) 推進計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 推進計画の実施状況の評価に関すること。
 - (3) 市が実施する男女平等の推進に関する施策又は男女平等の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情(以下「苦情」という。)の処理の在り方に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、男女平等の推進に関すること。
- 3 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、男女平等の推進のため必要があると認める事項について、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、男女平等の推進に関して優れた識見を有する者及び公募による市民のうちから、市長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。
- 5 審議会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 審議会の委員の報酬及び費用弁償は、武藏野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年2月武藏野市条例第7号)に定めるところによる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、規則で定める。

第4章 男女平等に関する施策等に係る苦情の処理

(苦情の申立て)

第23条 市民及び事業者等は、市に対して、苦情を申し立てることができる。

- 2 苦情の申立ての窓口は、センターに置く。
- 3 市は、苦情について、公正かつ適切に対応するものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、苦情の申立てに関する必要な事項は、規則で定める。

(苦情処理委員会)

第24条 苦情について、公正かつ適切に対応するため、武藏野市男女平等に関する苦情処理委員会(以下「苦情処理委員会」という。)を設置する。

- 2 苦情処理委員会は、審議会の委員の中から市長が別に委嘱する委員3人以内をもって組織する。
- 3 苦情処理委員会の委員の任期は、審議会の委員の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 苦情処理委員会は、苦情の申立てに係る市の施策を実施する機関に対し、資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは是正その他の措置を講じるよう意見を述べることができる。
- 5 苦情処理委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 苦情処理委員会の委員の報酬及び費用弁償は、武藏野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例に定めるところによる。
- 7 前各項に定めるもののほか、苦情処理委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、規則で定める。

第5章 雜則

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

令和2年度
武藏野市第四次男女平等推進計画推進状況調査報告書
(令和元年度実績分)

令和3年3月

発行 武藏野市
編集 市民部市民活動推進課 男女平等推進センター
〒180-0022 武藏野市境2-3-7 市民会館1階
TEL 0422-37-3410